

令和 8 年 度 (2026 年 度)

第 78 回 全 国 連 合 小 学 校 長 会 研 究 協 議 会 北 海 道 大 会

第 69 回 北 海 道 小 学 校 長 会 教 育 研 究 札 幌 大 会

# 研 究 要 綱

(R8. 2. 27 第 5 回 理 事 研 修 会 版)

- 研 究 主 題
- 副 主 題
- 分 科 会 の 趣 旨
- 研 究 の 視 点

北 海 道 小 学 校 長 会 研 修 部

令和2年度から

## 新研究主題 「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」

全国連合小学校長会

全国連合小学校長会は、平成25年度第65回三重大会から「新たな知を拓き 人間性豊かな社会を築く 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」を研究主題として、実践的な研究を積み重ねてきた。これまでの研究成果を受け、あらゆる分野での知識基盤社会への進展やグローバル化の進行、世界に類を見ないスピードで進む少子高齢化の社会において、小学校教育の役割と変化する時代の潮流や近未来的な課題を踏まえ、豊かな創造性やしなやかな知性を発揮し、互いの個性や絆を大切に作る社会づくりに貢献できる日本人の育成を目指す小学校教育の推進に鋭意努力してきた。

平成29年3月に告示された新学習指導要領の前文では、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」とあり、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、その実現に向けて必要となる教育課程の基準が大綱的に定められた。

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが成人して社会で活躍する頃には我が国は、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、社会構造等の環境が大きくまた急速に変化し、予測が困難な時代となっている。また少子高齢化が進む中で、持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

このような急激な社会の変化の中では、一人一人が自らの能力や可能性を信じ、学習したことを生活や社会の中で課題解決に生かすことのできる力が求められる。また、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越えていく生き抜く力の育成も課題である。

こうした状況を踏まえ、これからの教育は、学校と社会とが認識を共有化し、変化が激しく未来の予測が困難な時代に向かって、これまでの研究主題「新たな知を拓き」を生かし、価値観の違いや変化を前向きに受け止めながら、自らの力で未来を切り拓き、誰もが幸福と感じられる、ともに生きる豊かな社会を創り出すことのできる人間を育成する教育を実現しなくてはならない。

この期にあたり、令和2年度からの研究主題を「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」とする。

私たちは、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童や地域の現状と課題に対して、これまでの

実践と研究の蓄積を生かすとともに、家庭や地域社会と連携して教育活動のさらなる充実を図らなければならない時を迎えている。

全国連合小学校長会は、本研究主題について日々真摯な研究を重ね、その成果を学校経営に生かすとともに、新しい課題に応える教育の推進に全力を傾注していく。また、研究に当たっては、特に次の事項を重視し、学校経営及び日常の教育活動を通して、積極的に研究・実践に努めていくこととする。

## 1 学校経営

校長のリーダーシップが強く求められる。

時代の変化と保護者や地域、社会の期待を的確に把握し、校長の明確なビジョンのもと、活気ある学校組織と経営体制を築き、新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現する学校経営を推し進めていく必要がある。

## 2 教育課程

「社会に開かれた教育課程」の実現が求められる。

学校の創意工夫のもと、学校教育を通じて育む「生きる力」とは何かを資質・能力として明確にし、一人一人の豊かな学びを実現し、感性を働かせながら、社会や人生をよりよいものにしていく人間を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現が必要である。

## 3 指導・育成

教育課程の実現は、教職員の指導力が求められる。

教員の資質向上を担うために研修制度の在り方やOJT等の指導体制の確立、主任・主幹教諭等のミドルリーダーの育成と次世代の学校を担う管理職の発掘と育成等の方策を探っていく必要がある。

## 4 危機管理

安心・安全な学校を確立するために、管理職の強い危機管理が求められる。

現代の学校の危機管理は、授業が成立しない状況やいじめ・不登校問題への対応等、学校経営全般に関わる。また近年、地震や集中豪雨等の自然災害、交通事故や不審者への対応等、学校内外での危機への対応と未然防止策を常に明確にしておく必要がある。

## 5 教育課題

時代の変化による新たな教育課題への対応が求められる。

人権教育や特別支援教育、環境教育、食育や健康教育、キャリア教育等重要な教育課題が増えている。校長はこうした課題への問題意識と具体策を保持しながら、学校経営を推進していく必要がある。

第 78 回全国連合小学校長会研究協議会北海道大会  
第 69 回北海道小学校長会教育研究札幌大会  
大会主題・副主題

1 大会主題

自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進

2 副主題

ふるさとに誇りと愛着をもち ともに未来社会の創造に挑戦する子どもを育てる学校経営の推進

3 大会主題・副主題設定の理由

全国連合小学校長会は、真摯に研究と実践を積み重ね、我が国の小学校教育の充実・発展と教育諸条件の整備に多くの成果を収めてきた。令和 2 年度の京都大会から本大会主題を掲げ、これまでの大会の成果と課題を引き継ぎ、自らの力で未来を切り拓き、多様な人々と協働しながら豊かな社会を創出できる人を育てる教育活動を推進してきた。

現代はグローバル化の進展やデジタル技術の高度化により、人々の生活が急速に変化するとともに、社会や経済の先行きに対する不確実性が高まってきている。また、進行する少子化・高齢化、生産年齢人口の減少は、日本各地での大きな課題となっている。誰もが幸福に感じられる未来社会の実現に向けて、子どもたちに社会の変化や直面する問題に向き合い、生涯にわたって主体的に学び続け、自分の人生を切り拓く力を身に付けることが重要である。また、多様な価値観をもつ他者と対話し問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」として育てる必要性が高まっている。

そのような中、学校には、これからの社会をたくましく生き抜き、夢や課題に新たな発想で挑戦できるよう子どもたち一人一人のよさと可能性を伸ばし、自ら考え判断し表現できる力等を確実に育成することが求められている。さらに、人と人との絆を深め、ともに支え合いながら、夢と希望に満ちた活気溢れる未来社会の創造に挑戦する子どもを育てることが重要である。

北海道は、雄大な自然に囲まれ、縄文文化やアイヌ文化といった独自の歴史・文化などを有している。先人たちのたゆまぬ努力と挑戦により、自然と共生しながら現在の豊かに暮らす北の大地を創ってきた。北海道では、ここに生まれ育ったことへの誇りと、ふるさとへの愛着をもって地域の発展に貢献する人材の育成を北海道教育の基本理念に掲げてきた。そして、個性や多様性が尊重される社会の創り手を育てることを大切にしてきた。このことは、持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成及び日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上を目指す我が国の教育の方向性と軌を一にするものと考えている。

私たち校長は、社会の変化から目指す方向性や目標を読み取り、絶えず挑戦と改善を繰り返しながら、質の高い教育活動を推進していく責務がある。また、教職員が自身のキャリアプランに応じて資質・能力を向上させ、学び続けることができる環境づくりにも努めなければならない。その自負と責任のもと、我が国の次代の担い手となる子どもたち一人一人に新しい時代に必要となる資質・能力を育成するという社会の駆動力としての学校教育の役割を果たしていく。

以上のことから、第 78 回全国連合小学校長会研究協議会北海道大会は、これまでの研究成果と課題を踏まえ、大会主題の実現と追究を目指すため、副主題「ふるさとに誇りと愛着をもち ともに未来社会の創造に挑戦する子どもを育てる学校経営の推進」を設定し、学校経営の責任者である校長の果たすべき役割と指導性を究明しようとするものである。

**第78回全国連合小学校長会研究協議会北海道大会  
兼 第69回北海道小学校長会教育研究札幌大会 分科会一覧**

領域	分科会	研究課題	研究の視点	発表地区	
				視点1	視点2
I 学校経営	1 経営 ビジョン	創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方	(1) 未来を切り拓く力を育む学校経営ビジョンの策定 ----- (2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進	近畿	上川
	2 組織 運営	学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくりと校長の在り方	(1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり ----- (2) 組織を活性化させるための具体的方策の推進	中国	石狩
	3 評価 改善	学校教育の充実を図るための評価・改善の推進と校長の在り方	(1) 学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実 ----- (2) 教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫	東北	オホーツク
II 教育課程	4 知性 創造性	知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方	(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進 ----- (2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善	九州	空知
	5 豊かな 人間性	豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方	(1) 豊かな心を育む道德教育の推進 ----- (2) 多様な人々と協働しながらよりよい社会を創る人権教育の推進	関東 甲信越	留萌
	6 健やかな 体	健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方	(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進 ----- (2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進	中国	胆振
III 指導・ 育成	7 研究 研修	学校の教育力を向上させる研究・研修の推進と校長の在り方	(1) 学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実 ----- (2) 「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進	東海 北陸	十勝
	8 リーダー 育成	これからの学校運営を担うリーダーの育成と校長の在り方	(1) 学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成 ----- (2) 社会の変化に主体的にかかわり、自ら学び続ける管理職人材の育成	近畿	釧路市
IV 危機管理	9 学校安全	命を守る安全教育・防災教育の推進と校長の在り方	(1) 自ら判断し行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進 ----- (2) 家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育に関わる取組の推進	東北	後志
	10 危機対応	様々な危機への対応、未然防止の体制づくりと校長の在り方	(1) いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり ----- (2) 教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり	四国	函館
V 教育課題	11 社会形成 能力	持続可能な社会を創造する力を育む教育活動の推進と校長の在り方	(1) 持続可能な社会の創造に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進 ----- (2) 地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進	九州	帯広
	12 自立と 共生	自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と校長の在り方	(1) 持続可能な社会と幸福な人生を創る力を育てる特別支援教育の推進 ----- (2) 多様な人々と協働する資質・能力を育む教育の推進	東北 北陸	釧路
	13 社会との 連携 協働	家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の接続・連携の推進と校長の在り方	(1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、持続可能な社会の実現を目指して創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進 ----- (2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進	関東 甲信越	旭川

**【分科会の趣旨】**

今日、進行する少子化・高齢化、生産年齢人口の減少、混迷の度を増すグローバル情勢、生成AIなどのデジタル技術の発展といった大きな変化があいまって、先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっている。あらゆる分野で社会が大きく変化する中、持続可能な社会を実現していくために学校に寄せられる期待も大きく、しかも多様化している。

これからの学校には、変化が激しく予測が困難な時代にあっても、子どもたちが夢と志、ふるさとへの誇りと愛着をもち、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、持続可能で豊かな社会を創り出していくことができるよう、必要な資質・能力をしっかりと育んでいくことが求められている。

そのために校長は、これからの時代に求められる資質・能力について、学校と家庭・地域が共通理解して学校教育を推進できるようにするとともに、未来を見据えた学校経営ビジョンを明確に示し、活力ある学校経営を行い、学校改善に向けて絶えず検証して一層の充実を図っていかねばならない。

様々な教育課題の改善や改革が急速に進行している状況においては、校長はまず、自校の実態から課題を明確にすることが大切である。そして、課題解決に向けて取組の重点化と効率化を図りながら実効性のある解決を図ることが重要である。さらには、高度な専門職として常に最新の知識・技能を学び続ける教職員の英知を結集させ、組織を効果的に機能させていくアセスメント能力とファシリテーション能力の発揮が求められている。

本分科会では、子どもたちが社会の創造に挑戦することができるよう、未来を切り拓く力を育む創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方について、具体的方策と成果を明らかにする。

**【研究の視点】****(1) 未来を切り拓く力を育む学校経営ビジョンの策定**

現在、学校に求められているのは、未来を見据えた学校経営の推進である。そのため校長は、社会の変化や教育改革等の動向を踏まえ、具体的で先見性のある魅力的な学校経営ビジョンを明確に示すことが重要となる。

校長は、学校経営ビジョンの策定に当たって、保護者や地域住民の願い、子どもの実態に関する現状把握と分析を的確に行い、子どもたちの未来を見据えた中・長期的な視点をもつ必要がある。そして、子どもたちに求められる資質・能力の育成に向けて、学校の状況や課題を適切に把握し、教職員、保護者、地域住民が共通理解と連携・協働しながら、学校の責任者として展望をもったビジョンを示さなければならない。

このような視点に立ち、未来を切り拓く力を育む学校経営ビジョンを策定していく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進**

学校経営ビジョンに基づいて未来を切り拓く力を育む学校経営の推進をするには、学校としての自主性、自律性を確立していくことが重要となる。そのためには、学校教育目標の具現化や、創意ある教育課程の編成、教職員の学校経営参画意識の醸成などの視点が欠かせない。

校長は、持続可能で豊かな未来を切り拓く力を育むための教育理念や目的を共有しながら、明確な方向付けを行い、活力ある学校経営を進めていくことが求められる。そして、地域や社会とのつながりを意識し、アセスメント能力とファシリテーション能力を発揮した学校マネジメントを推進しなければならない。

このような視点から、学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営を推進していく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第1分科会「経営ビジョン」

### 研究課題 「創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

平成18年に教育基本法が改正され、以来、学校経営と組織、教職員の指導力の向上に関わる施策など、様々な教育改革が行われてきた。近年では、第4期教育振興基本計画において、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられた。さらに「令和の日本型学校教育」では、個別最適な学びと協働的な学びの方向が示され、教育政策の転換期を迎えている。

しかし、どのような教育施策を行ったとしても、それが学校教育や教育組織の新たな確立につながり子どもの成長に還元されなければ、意味をなさず現状の改善はなし得ない。これまでの我が国の教育は、日本経済の不振や国際的な学力調査などの影響を受けて、日々その対応に汲々としているように思われる。教育の本来の目的からして、教育施策の基本方針や具体的施策は、子どもの豊かな人間性の育成を第一に考えたものでなければならない。

このように、教育に携わるものは、社会の動き、教育の動向に敏感になりながらも、常に本質的なものを見据えていなければならない。その上で、教育の専門家としてプロ意識と高い使命感、現状に甘んじない改善への意欲と態度、改善すべき問題や課題の発見とその具体的解決への方策を策定し実施する必要がある。そのためには、教育の在り方、学校の在り方、教職員の在り方を見直す必要がある。そして、自校の教育活動の全てに関与しているという見方・考え方から出発して、現状改善と未来に向けた問題・課題解決のために、組織人と個人としての両面から解決を図る必要がある。

自校の教育活動を見直し、新たな視点から未来を見据え、子どもを主語とした教育活動を創造し、活力あふれる学校にしていくためには、次のような視点や姿勢を校長はもちろん、教職員ももつ必要がある。

- 未来からの視点で持続可能な教育を展望すること
- 固定観念や過去の基準や判断を時には勇気をもって改善すること
- 現状を改善する意欲と姿勢で、新しい価値を創造すること
- 社会に開かれた学校、地域とともに育つ学校を目指すこと
- 子どもの願いと保護者・地域住民の願いとを的確に捉え、未来につなげる教育の実現と、その説明責任を明確に図ること

校長は、子どもたち一人一人の個性を尊重した教育を展開していくために、学校の自主性・自律性を発揮し創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを行っていかなくてはならない。また、学校マネジメントを担う校長は、学校がその機能を十分に果たす学校経営を行うために、個々の教職員の活動をより有機的に結び付け、一人一人の教職員が、自らの資質・能力を高めつつ、意欲をもって学校経営参画意識を高め自らの役割を果たす組織的・機動的な学校運営を行う体制を整えることが必要である。そして、学校管理職に求められる資質・能力（アセスメント、ファシリテーション）を高め、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、学校の進むべき方向（ビジョンと戦略）を明確に設定し、経営資源や組織を活用しながら目標を達成していくためのリーダーシップを発揮し、信頼される学校づくりを進めなければならない。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 未来を切り拓く力を育む学校経営ビジョンの策定

- ・具体的で先見性のある魅力的な学校経営ビジョンを明確にした教育計画
- ・教職員、保護者、地域住民の共通理解と連携・協働を促進する学校の責任者としての展望

##### (2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進

- ・教職員の学校経営参画意識を高め、理念や目的の共有を図る組織マネジメント
- ・地域や社会とのつながりを意識した学校マネジメントにおける具体的方策

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

第4期教育振興基本計画

閣議決定

令和5年6月16日

## II. 今後の教育政策に関する基本的な方針（総括的な基本方針・コンセプト）

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、本計画では2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げる。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要である。

### (1) 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society 5.0においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。

こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要である。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。

Society 5.0においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

### (2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。すなわち、ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。

ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要である。さらに、組織や社会を優先して個人のウェルビーイングを犠牲にするのではなく、個人の幸せがまず尊重されるという前提に立つことが必要である。子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となる

ことが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。さらに、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である。

第2期教育振興基本計画において掲げられるとともに、第3期教育振興基本計画においてもその理念が継承された「自立」、「協働」、「創造」については、「自立」と「協働」は個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に対応する方向性であり、「創造」は主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じてもたらされるものである。これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すことが重要である。

< 5つの基本的な方針 >

本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定める。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

**「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）**  
令和3年1月26日

## (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある。校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。

学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、事務職員が校務運営に参画する機会を一層拡大し、主体的・積極的に財務・総務等に通じる専門職としての役割を果たすことが期待される。さらに、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適正化や、校内の各種委員会の整理・統合等の学校の組織体制の在り方を見直すこと、主幹教諭、指導教諭をはじめ、経験豊富で専門性の高いミドルリーダーとなる教師がリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進することを通じて、教師が子供としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任、養護教諭、栄養教諭や部活動顧問の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。

また、子供たちの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働してこそ効果が上がるものであり、以下のような取組を通じて、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。

コミュニティ・スクールの設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築・家庭

生活や社会環境の変化によって家庭の教育機能の低下も指摘される中、幼児教育段階はもとより、義務教育段階を含め、子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近な子育て経験者等による学習機会の提供や相談体制の整備など、地域の実情に応じた家庭教育支援に関する取組の推進

その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者や PTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。

その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

**『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築～（中間まとめ）**

令和4年10月5日

**(4) 「令和の日本型学校教育」に向けた取組**

直面する各種課題に対応するための取組としては、既に「平成 29～31 年にかけて改訂された学習指導要領等の実施」、「学校における働き方改革」、「GIGA スクール構想」、「小学校 35 人学級の計画的整備」「小学校高学年教科担任制の推進」といった新たな施策が進められている。平成 29 年～31 年にかけて改訂された学習指導要領等が、幼稚園は平成 30 年度、小学校等は令和 2 年度、中学校等は令和 3 年度から全面实施され、高等学校等についても、令和 4 年度入学者から年次進行で実施されている。学校における働き方改革についても、平成 28 年に実施された教員勤務実態調査の結果を踏まえて審議された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日 中央教育審議会）に基づく様々な取組に加え、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「指針」に格上げすること等を内容とする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を踏まえた各自治体での条例整備等に取り組んでいる。こうした取組によって、教師の勤務状況について、文部科学省の調査結果では、時間外勤務は平成 30 年以降、一定程度改善状況にあり、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要がある。また、GIGA スクール構想に基づく 1 人 1 台環境の実現や、公立小学校における 35 人学級の計画的整備及び高学年教科担任制の推進など教職員定数の改善により、児童生徒一人一人の個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を実現していくことが重要である。GIGA スクールについては、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても不安なく学習が継続できるという観点からも、学びの保障につながるものである。こうした取組の進展も念頭に、冒頭に示した「令和の日本型学校教育」における教師及び教職員集団の姿を、教師の養成・免許・採用・研修に関する制度面や運用の見直しを通じて実現していくことが求められている。

令和6年度

文部科学白書

文部科学省

**第1章 第6節 3 社会全体で子供たちの成長を支える取組の推進**

**(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み**

子供たちを取り巻く様々な課題や地域の課題の解決のためには、学校と家庭、地域の連携・協働が重要である。このため、文部科学省では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくコ

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と、社会教育法に基づく地域学校協働活動を一体的に推進している。コミュニティ・スクールは、「社会に開かれた教育課程」の実現はもとより、学校における働き方改革や不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、今後の学校運営に欠かすことのできない仕組みである。「第4期教育振興基本計画」では、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」こととしており、更なる導入の加速とともに、導入後の取組の質的向上を図っている

**「令和の日本型学校教育」を担う 質の高い教師の確保のための環境整備に関する 総合的な方策について ～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（答申）**  
令和6年8月27日

（校長等の管理職によるマネジメントの重要性）

校務をつかさどり、所属職員を監督する役割を担う校長等の管理職は、教師を取り巻く環境整備に当たり、学校組織のリーダーとして、学校における働き方改革の推進はもとより、職場の心理的な安全の確保、働きやすい職場環境の構築、教師の働きがいを高めていくこと等が求められているなど、組織運営の観点から校長等の管理職の役割の重要性は高まっている。

実際、令和4年度勤務実態調査の分析結果においても、管理職がリーダーシップを発揮して、働き方改革に関する取組を進めていると認識している教師ほど時間管理意識が高く、そのような教師の在校等時間は短く、心理的ストレスの状況が良いという結果が得られた。このことから、教師が自ら時間管理意識を高めつつ、より裁量性を持って業務をマネジメントできるよう、校長等の管理職がリーダーシップを持って取組を進めることが重要である。その際、副校長・教頭や主幹教諭、事務長等が校長を補佐し、任された範囲においてそれぞれがリーダーシップを発揮しつつ、全ての教職員が、自らの問題として学校における働き方改革に取り組むことが期待される。

また、教科等横断的、探究的な学習の推進など新たな時代に社会で活躍するために必要な力を育成する学びの充実を図るため、学校内外の人的・物的資源を活用し、実社会の課題と学校教育での学びを結び付けることができるような学習を支える環境の整備や、教育課題の多様化・複雑化に対する組織的な課題への対応力の向上に資する教師同士が学び合う環境の構築に向けて、校長等の管理職のマネジメント能力等が極めて重要となる。

さらに、校長等の管理職は、服務監督教育委員会とともに、教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備を行い、健康管理に取り組む必要がある。その際、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師に対しては、現状を丁寧に確認した上で、目に見える形で働き方を改善していくための具体的な手立てを最優先で講じる必要がある。

このような取組を通じて働き方改革の実効性を向上させていくためには、服務監督教育委員会においても、教師を取り巻く環境整備のための施策を総合的に推進することに加えて、各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校へのヒアリングの実施等の個別のアプローチを図っていくこと等を通じて、校長等の管理職による上記の取組の着実な実施につなげていくことも重要である。

こうした点を含め、管理職のマネジメント能力等の向上を図る上で、国が、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）に基づいて定める「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」に、校長が果たすべき役割として働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置づけることが必要である。現在の指針では、校長の指標を定める際の観点として、校長に求められる基本的な役割を、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの三つに大別している。また、その役割を果たす上で求められるものとして、教育者としての資質やマネジメント能力、アセスメント能力、ファシリテーション能力が位置づけられている。学校の組織運営において働き方改革の重要性が一層高まっていることを踏まえ、指針に働き方改革に向けたマネジメントの重要性をより明確に示すことで、任命権者が策定する指標やそれを踏まえた研修に着実に反映されることが必要である。

<b>I 学校経営</b>	<b>第2分科会 組織・運営 研究課題 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織 づくりと校長の在り方</b>
---------------	--

### 【分科会の趣旨】

情報化・グローバル化の急激な進展、少子化・高齢化、人口減少の進行、生成AIの飛躍的な進化等、先行きが不透明で予測することが困難な時代においても、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展の実現を目指し、子どもたちに「持続可能社会の創り手」としての資質・能力を確実に育成することが、学校教育には求められている。

校長は、社会の変化から目指す方向性や目標を読み取り、絶えず挑戦と改善を繰り返しながら質の高い教育活動の推進を目指し、リーダーシップを発揮することが重要である。校長が示す経営ビジョンの実現のためには、教職員一人一人に、共通確認すべき学校課題を自分事として捉えさせ、課題解決に向けて方向性を揃えるとともに、全教職員に学校経営参画意識をもたせる必要がある。

一人一人が自覚と意欲をもって組織を機能させる体制を築くことで、教職員個々の資質・能力が引き出され、活力あふれる創造的な学校風土が醸成される。そのために、校長のリーダーシップの下、協働性・心理的安全性を確保した職場環境づくりが不可欠である。その上で、校長の考えや思いを分かりやすく具体的に伝えるなど、教職員と十分なコミュニケーションを取り信頼関係を築くとともに教職員の意識改革を図り、全体が切磋琢磨し、学び合うことのできる組織をつくることが望まれる。

さらに、学校で働く人材の多様性に応じ、経歴や職種の違いにより自らと異なる視点をもつ教職員の意見を積極的に取り入れ、互いの強みを活かしたチームとしての学校づくりが求められる。また、様々な教育課題に積極的かつ柔軟に対応するためには、課題を適切に把握し、具体的な方策を講じることや家庭及び地域社会と連携することが重要である。校長には、学校経営に対して適切に説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域をコーディネートする調整力を発揮し、連携・協働により学校づくりを推進することが期待される。

本分科会では、校長の示す学校経営ビジョンの実現を図るための活力ある組織づくり及び組織を積極的に運営していくための具体的方策と成果を明らかにする。

### 【研究の視点】

#### (1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり

全教職員が学校経営ビジョンに基づき、一丸となって教育活動に取り組む活力ある組織をつくるためには、まず校長の明確で分かりやすい学校経営ビジョンを示す必要である。そして、校長が学校教育目標の達成に向けた具体的ゴールを示し、教職員全員に取り組む課題の共通理解を図ることが大切である。

教職員が組織の一員であるという自覚をもち、意欲的・主体的に課題解決に向けた教育活動を推進するために、校長は、教職員一人一人の状況や特徴を的確に捉え、個々の教職員の適材適所への配置や、数年後を見据えた人材育成に努める必要がある。また、協働性・心理的安全性を確保し、教職員が自己有用感をもって生き生きと活躍できる組織づくりを進めなくてはならない。

このような視点に立ち、学校経営ビジョンを実現するために、活力と実行力のある組織づくりをしていく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

#### (2) 組織を活性化させるための具体的方策の推進

明確な学校経営ビジョンの提示と、組織的に機能する教職員集団づくりを進めることが、質の高い教育の実現や教育活動の充実を図るための基盤である。組織が活性化し適切に機能するように、絶えず現状の分析・評価・改善を行い、学校経営を推進していくことが重要である。

学校経営ビジョンを教職員に周知徹底するためには、それを分かりやすく具体的に示すことや、教職員の実践に対するモチベーションを高めるような評価を行う必要がある。それにより、教職員の学校経営への参画意識の高揚を図り、学校組織の一員としての意識の向上につながる。そして、学校経営ビジョンの実現のためには、家庭や地域社会の願い、学校の教育課題を学校・家庭・地域社会で共有し、連携を機能させるコーディネーターとしての役割も、校長として重要である。

このような視点に立ち、学校経営ビジョンの実現を目指して、組織を活性化させる上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第2分科会「組織・運営」

### 研究課題「学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくりと校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。また、学習指導要領の改訂に関する平成28年の中央教育審議会答申においても社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘されたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によりその指摘が現実のものとなった。このような中、学校教育の質を高め、多様性と柔軟性に富むものとするために、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって児童を育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが求められている。そのために、児童に必要な資質・能力の育成のための教職員の指導体制の充実、専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化など様々な見直しが提言され、学校教育に対する要請がこれまでになく多様で高度なものになってきている。

したがって、主体的な学校づくりの観点から学校の裁量・権限が拡大される中で、学校の自主性、自律性の確立のためには、組織マネジメントの考え方も取り入れながら、校長のリーダーシップの下、教職員の活動を有機的に結び付けた組織的な学校運営を行う体制の整備と透明性の高い運営が必要である。

また、学校運営を担う教職員の資質・能力と意欲の向上の観点から、チーム学校としての力を生かし組織全体の総合力を高めるため、個々人の知識や経験など「知の共有化」を図ることも重要である。さらに、力を発揮することで貢献できたという満足感を得られるようにするとともに、組織における取組が円滑に進められるために十分なコミュニケーションを図っていくことも大切である。

校長は、配置されている副校長・主幹教諭等の職の活用も図りつつ、リーダーシップを発揮して、グローバル化や情報化などの社会の変化に的確に対応し、個性や能力の伸長をより一層重視した教育、豊かな情操や規範意識を育む教育の充実と、児童の安全管理のために、協働的・組織的な学校体制の改善を進めていかなければならない。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり

- ・学校経営ビジョンの的確な示し方と、一人一人が自覚と意欲をもって組織を機能させる体制づくり
- ・教職員が自己有用感をもち、生き生きと活躍できる組織づくり

##### (2) 組織を活性化させるための具体的方策の推進

- ・教職員一人一人のモチベーションを高め、学校経営への参画意識の高揚を図る取組
- ・学校・家庭・地域社会で教育課題を共有し、連携を機能させる校長のコーディネーターとしての役割

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

#### 第4期教育振興基本計画

閣議決定 令和5年6月16日

#### IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

##### 目標(12) 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

##### ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

・教師の時間外勤務は一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多いことから、教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子供に向き合うことができるよう、令和4年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進める。

・令和2年に策定された教師の勤務時間の上限等を定める指針の実効性向上に向けた具体的検討、コミュニティ・スクールなども活用した社会全体の理解の情勢や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。

・また、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校DXの推進、共同学校事務室の設置・活用の促進、各教育委員会や学校における取組事例集の展開など、様々な施策を総合的に進める。

・我が国の未来を拓く子供たちを育てるといふ崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直し※など、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。

・これら一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、令和6年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、令和6年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、令和6年度中の給特法改正案の国会提出を検討※するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

・多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和3年の義務標準法改正による小学校35人学級の計画的整備※や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。また、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築に向けて取り組む。

・質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チーム学校」を一層推進する。

・児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの全公立小中学校への配置及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う。

※…令和5年度の閣議決定から令和7年度にかけて基本施策が改善されている箇所

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修などの在り方について  
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を

有する教職員集団の形成～（答申） 中央教育審議会 令和4年12月19日

第I部 総論

4. 今後の改革の方向性

(1) 「新たな教師の学びの姿」の実現

①. 教職生活を通じた「新たな学びの姿」の実現

高度な専門職である教師は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める義務を負っており、学び続ける存在であることが社会からも期待されている。

既に、審議まとめでは、「新たな教師の学びの姿」として、

- 変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- 求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」
- 他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」を示した。

具体的には、教師と任命権者・服務監督権者・学校管理職等との積極的な対話を踏まえながら、任命権者等が提供する学びの機会と、教師自らが主体的に求めていく多様な主体が提供する学びとが相まって、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教師が育っていくことを目指すことが必要である。

また、教師の学びの内容の多様性と、自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学びのスタイルの多様性を重視するということが重要である。この観点からも、教師の個別最適な学びの実現のみならず、協働的な学びを実現していくことが必要である。

主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデルである。「令和の日本型学校教育」を実現するためには、子供たちの学びの転換とともに、教師自身の学び（研修観）の転換を図る必要がある。

折しも、経済協力開発機構（OECD）のFuture of Education and Skills2030プロジェクトにおいて、“Learning Compass 2030”が提唱され、子供たちがウェルビーイング（Well-being）を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性が指摘された。同プロジェクトでは、現在“Teaching Compass”の策定に向けた議論が行われているところであるが、教師自身についても、「自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付ける」必要性がある。

また、現在、教育振興基本計画部会において、次期教育振興基本計画のコンセプトとして「多様な個人と地域や社会のウェルビーイングの実現」との方向性を示しているところであり、日本発のウェルビーイングの概念整理をしているところである。

これを踏まえると、これからの時代には、日本社会に根差したウェルビーイングについて考察しつつ、教師自らが問いを立て実践を積み重ね、振り返り、次につなげていく探究的な学びを、研修実施者及び教師自らがデザインしていくことが必要になる。あわせて、教育委員会で実際に研修に携わる指導主事等に対し、研修デザインに関する学び直しの機会が提供されるべきである。

(2) 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

①. 教職員集団の多様化

学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、個々の教師の資質能力の向上だけでは限界がある。学校が、直面する様々な教育課題を克服できる組織として進化するためには、組織のレジリエンスを高めることが重要であり、構成要素の一つとして、教職員集団の適度な多様性が必要である。そのためには、教師一人一人の専門性を高めるとともに、学校組織が多様な専門性や背景を持つ人材との関わりを

常に持ち続けるとともに、そうした人材を積極的に取り込んでいくことが重要である。

学校現場においては、学校との関わりの度合い（頻度や業務内容等）に応じて、社会人等多様な人材が参画している。近年では「チームとしての学校」の理念の下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、医療的ケア看護職員、情報通、技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員など、多様な人材がそれぞれの専門性を活かしたり教師を補助したりしながら児童生徒への対応や学校運営に携わっている。今後は、専門的な知識・経験を活かし、教師として勤務する民間企業等の勤務経験者が増加することで、教職員集団の多様性が一層向上されることになる。

## ②. 多様化した教職員集団のマネジメント

教職員集団を多様にしただけでレジリエンスが強化されるわけではなく、学校管理職のリーダーシップの下で、目標の明確化、心理的安全性の確保、教職員の経歴・背景の多様性を考慮したマネジメントなども不可欠である。

特に「心理的安全性」の確保は、様々な課題に対応できる質の高い教職員集団を形成するために不可欠である。働き方改革を通じて学校全体が抱える業務量を見直し、安全・安心な勤務環境を実現するのみならず、萎縮せずに意見を述べたり、前例や実績のない試みに挑戦する教師を支援できる環境を醸成したりすることで、学校内外で発生した問題を教職員が一人で抱え込むことなく、組織としてより最適な解を導き出すことが可能になる。

教職員集団としての力を十分に発揮するためには、学校管理職の役割が一層重要となる。従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、令和の日本型学校教育においては特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

また、学校管理職のマネジメントについても、学校で働く人材の多様性が進む中で、質的な転換が求められる。校長をはじめとする学校管理職には、経歴や職種等の違いにより自らと異なる視点を持つ教職員の意見を積極的に取り入れ、互いの強みを活かす組織づくりが求められる。

## ③. 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革の推進は、教師の養成・採用・研修等の在り方を見直す上で極めて重要である。

教師が魅力ある仕事そして教職志願者に再認識されるとともに、教師が自信と誇りをもって「令和の日本型学校教育」を担うためには、教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが必要である。

### 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）

中央教育審議会 令和3年1月26日

## 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

### (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある。校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。
- 学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適

正化や、校内の各種委員会の整理・統合等の学校の組織体制の在り方を見直すことを通じて、教師が児童生徒としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任等の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。

- また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築を図り、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。
- その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者や PTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。
- その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

**「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する  
総合的な方策について（答申）中央教育審議会 令和6年8月27日**

#### 第4章 学校の指導・運営体制の充実

##### （4）組織的・機動的なマネジメント体制の構築

平成 18(2006)年に教育基本法が全部改正され、学校教育においては体系的な教育が組織的に行われなければならないとの規定が置かれたことを踏まえて、学校における組織運営体制や指導體制の確立を図るために主幹教諭等が平成 20(2008)年度から制度化された。現在、主幹教諭は、校長、副校長・教頭といった管理職と各職員のパイプ役となってその意思疎通や共通理解の促進に寄与するなど重要な役割を担っている。

一方、近年、学校では、教育相談や特別支援教育に関する連絡調整などの子供の抱える課題への対応や、校内研修、情報教育、防災・安全教育、道徳教育といった学校横断的な取組への対応などの学校が組織的に対応すべき事象が多様化・複雑化している。また、このような状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした多様な支援スタッフが学校内で増えるとともに、地域や様々な関係機関との協力が重要となっており、学校内外との連携・調整に関する業務が増加している。

現在は、こうした職務を主として教諭という同一の職が校務分掌の1つとして担っているが、若手教師へのサポートの充実を体制面でも支える新たな仕組みの構築も含め、ベテラン・中堅・若手層の教師が専門性を発揮し、効果的に校務を役割分担しながら、知識や経験の共有や継承を行う体制を早急に整備することが必要である。

このため、学校の組織的・機動的なマネジメント体制の構築に向けて、若手教師へのサポート機能を抜本的に強化するとともに、子供の抱える課題への対応や学校横断的な取組への対応について、学校内外との連携・調整機能を充実させることが重要である。

<b>I 学校経営</b>	<b>第3分科会 評価・改善 研究課題 学校教育の充実を図るための評価・改善の推進 と校長の在り方</b>
---------------	---

### 【分科会の趣旨】

社会の在り方が急激に変容する中、学校教育には、一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

校長は、変化する時代の潮流や近未来的な課題と教育の役割を踏まえ、経営方針を明確にして教育活動を展開する必要がある。そして、子どもたちがよりよい教育活動等を楽しめるよう、絶えずその評価と改善を進めていかなければならない。

学校評価においては、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の三つの手法が定着している。これは学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものであり、教育活動の自律的・継続的な改善に役立ち、説明責任を果たすなどの実効性のあるものとして機能することが重要である。また「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも、地域の自然や伝統、文化、産業等について子どもが理解を深めることができるよう、家庭や地域・関係機関と論議し、共通理解を図っていく必要がある。

一方、人事評価は、教職員の資質の向上と学校の活性化を図り、その成果を子どもに還元することを目的とし、「能力評価」と「業績評価」にて行われている。校長は評価者として教職員への適切な指導と対話を重ね、各自の意識変革や能力開発を促し、個々の人事評価が学校の組織全体の成長発展につながるよう取り組むことが重要である。また、令和5年度より「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」が開始され、今後の資質向上のための指導・助言を行うことが求められている。

本分科会では、教育を巡る状況と子どもの未来をしっかりと見据えた学校経営の在り方について考え、学校評価と人事評価をツールとした組織マネジメントの改善等を通して、学校における教育の改革を着実に推し進め、学校教育の充実を図るための具体的方策と成果を明らかにする。

### 【研究の視点】

#### (1) 学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実

学校が保護者や地域住民から信頼される組織となるためには、明確な経営ビジョンを策定し、教育活動の取組の過程や学校教育目標への達成状況を点検・評価していくことが大切である。

学校評価は、子どもの成長に向けて目標と計画を策定し、カリキュラム・マネジメントと関連付け、学校教育の質的向上に生かしていくためのものである。また、その結果を保護者や地域に公表し、適切な説明責任を果たしていくためのツールでもある。併せて、保護者や地域住民の評価活動への参画を通して、地域に開かれた学校としての信頼を得ることも重要である。

このような視点に立ち、組織的かつ継続的な学校経営の工夫・改善のツールとして効果的・実効的に学校評価を活用する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

#### (2) 教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫

教職員が意欲をもって、それぞれの専門性を生かし、自らの職責を果たすことができるようにするためには、一人一人の教職員の能力や業績を適正に評価し、適切に人事や処遇等に反映することが極めて重要である。また、人事評価は、学校の組織の活性化に資するとともに、その成果が子どもに還元されることを目的として実施される必要がある。

人事評価を行うに当たって、校長は、個々の教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の育成を図るという人材育成の視点の下、計画的・継続的に評価活動を行うとともに、評価の信頼性を高めるため、評価規準や評価方法等の具体的方策を示すことが重要である。

このような視点に立ち、学校教育目標の実現を図るため、教職員の人材育成の工夫・改善に効果的に生かす上での、校長の果たすべき役割と指導性を具体的に究明する。

## 第3分科会 「評価・改善」

### 研究課題 「学校教育の充実を図るための評価・改善の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

社会の在り方そのものが、これまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況の下、令和時代の始まりとともに、「学習指導要領の全面実施」「学校における働き方改革」「GIGAスクール構想」という、学校教育にとって極めて重要な取組について進展させることが求められてきた。また、1人1台端末の効果的な活用やカリキュラム・マネジメントの展開など、令和の日本型学校教育及び新たな時代への学びに向けた、学校経営の改革に積極的に取り組んでいく必要がある。

学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることはますます重要となる。また、学校運営の質に対する保護者・地域の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解をもつことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。

これらのことから、学校の教育活動やその他の学校運営の状況について適切に評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者・地域に公表していくことが求められる。

さらに学校は、時代の変化に伴い様々な教育課題の解決を求められており、その教育力を一層充実させなければならない。そのためには、何より子どもの教育に直接携わる教職員がその力を最大限発揮することが重要であり、その意欲を一層高め、資質・能力の向上に努めるとともに、校長を中心に教職員が相互に連携・協働して組織として学校教育目標の達成や課題解決に向けた取組を進めていく必要がある。

このような背景から、平成26年6月に地方公務員法が改正され、学校職員人事評価制度が導入された（平成28年4月施行）が、地方公務員法で導入される人事評価制度は、能力・業績の両面から評価するものであり、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示等の仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用することが重要である。

人事評価を行うに当たっては、制度のねらいを踏まえ、管理者が日常の職務行動の観察で得られた情報などを総合的に捉え、期首・期末面談等の機会に教職員個々のキャリアステージに応じた目標の設定や発揮した能力や挙げた業績について対話を通し確認しながら資質能力の向上と意識改革を図ることが大切である。また、「研修履歴を活用した受講奨励」の対話においては、教職員一人一人が、これまで以上に主体的に資質能力を高めていくことができるよう配慮することが必要である。

校長は、学校教育目標の達成のために、学校評価制度と学校職員人事評価制度、二つの制度の有機的な連携を図り運営に生かされるように進めていく必要がある。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実

- ・学校評価における評価システムの活性化と評価内容や評価方法の創意工夫
- ・学校教育目標の実現に向けた教育活動全体の改善や学校運営と組織の改革

##### (2) 教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫

- ・人材育成における校長の指導性と意欲を高める人事評価を生かした学校経営の推進
- ・個々の教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の向上

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

#### 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）

中央教育審議会 令和3年1月26日

- 人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。  
また、学習指導要領の改訂に関する平成28（2016）年の中央教育審議会答申においても、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘されたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっている。
- このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

#### 学校評価ガイドライン[平成28年改訂]

文部科学省 平成28年3月22日

#### 学校評価の必要性和目的

- 学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。  
これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。
- このことから、学校評価は以下の三つを目的として実施するものであり、これにより児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組と整理する。
  - ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
  - ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
  - ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

#### 学校評価に関する規定

##### ○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

##### ○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

る。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

## 教職員評価との関係

### （目標管理型の評価制度としての共通性と相違点）

- 一般に、教職員評価では、各学校の目標等をもとに、教職員一人一人が目標設定を行い、その目標の達成度を評価する目標管理型の評価制度を目指すものが多い。各学校の目標設定を出発点とする点で、このような教職員評価は学校評価と共通している。
- しかしながら、教職員評価が適切な人事管理や個々の教職員の職能の開発を目的とし、その結果は公表になじまないものであるのに対し、学校評価では、組織的活動としての学校運営の改善を目的とし、その結果を公表し、説明責任を果たすこととしているため、両者は、その目的が大きく異なる。

### （外部アンケート等の活用）

- 「教職員評価」の用語は多義的であるが、例えば、
  - ① 地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教職員の人事評価であって、その評価の結果に基づき人事・給与等の処遇が行われるようなもの
  - ② 授業観察を通じて教員がわかりやすい授業に取り組んでいるかどうかや、割り当てられた校務分掌を適切に処理しているかなどの教職員の取組を検証することにより、教職員が抱える課題の発見や今後の改善につなげるためのものなど、様々な類型があり得る。
- 学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況の評価して、教職員の気づきを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。その一環として、例えば授業の理解度等について児童生徒等の状況を把握し、その結果を踏まえ、学校全体として授業法に関する研修等の取組や適切な校務分掌等を促すなど、評価結果を組織の活性化のために適切に活用することが期待される。更に、場合によっては特定された個々の教職員の取組の改善に向けて学校として組織的にサポートしていくことも考えられる。

同時に、この点において、学校評価と教職員評価等はその手法や内容の一部について共通する面を有している。

- 一方、人事評価としての教職員の評価は、個々の教職員について多面的な評価を行い、その結果を日ごろの服務監督や人事権者による人事・給与などの処遇に反映することを目的としており、学校の組織としての状況の把握や改善を目指すものではない。
- このことから、例えば、学校評価の一環として行われた外部アンケート等の結果について、前に述べた学校における取組のみならず、学校から報告を受けた教育委員会において、教職員の研修の必要性の判断や指導を行う際などに活用することも考えられる。しかし、学校評価と教職員の評価はそもそも目的が異なっており、手法や内容等についても異なる面が多いことから、教職員の人事評価として用いることを前提にその一人一人に至るまで保護者・児童生徒による厳密な授業評価等を行うことは、それは教職員の人事評価として行うものと切り分けて整理することが適当である。

## 学校職員人事評価制度（市町村立学校用）手引き

北海道教育委員会（平成30年4月改訂）

### 1 学校職員人事評価制度の導入背景

- 時代の変化に対応して各学校においても様々な教育課題の解決を求められており、学校はその教育力を一層充実させなければなりません。
- そのためには、何より児童生徒の教育に直接携わる学校職員がその力を最大限発揮することが重要であり、その意欲を一層高め、資質能力の向上に努めるとともに、組織体である学校の活性化に向け、校長を中心に学校職員が相互に連携・協働して学校の教育目標の達成や課題解決に向け取組を進めていく必要があります。

- また、学校教育は、保護者や地域社会の信頼の上に成り立つものであるため、その連携を深め、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。
- こうした中、学校職員評価制度が平成20年度から実施されておりますが、平成28年4月から地方公務員法が改正され、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされました。そのため、現在実施している学校職員評価制度を地方公務員法の改正の内容に基づき、学校職員人事評価制度として、必要な見直しを行うこととしたところです。

## 2 学校職員人事評価制度の目的及び方向性

- 学校職員評価制度は、学校職員の資質能力の向上と学校の活性化に資するものとして導入し、その成果が児童生徒に還元されることを目的として実施されてきたところです。

この度の地方公務員法の改正に伴い、学校職員人事評価制度として必要な見直しを行い、これまでの目的に加え、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしますが、従来の学校職員評価制度と同様に次の観点に基づき、実施します。

学校職員人事評価制度の方向性として、これまでと同様に次の4つの観点を制度に反映させます。

- ① 学校教育目標の達成に向けた協働促進の観点
- ② 意欲の向上促進の観点
- ③ 資質能力の向上促進の観点
- ④ 信頼される学校づくりを支える観点

### (1) 学校教育目標の達成に向けた協働促進の観点

- 現在、学校は、地域の期待を受け、学校の伝統を尊重しながら、未来へ向けて特色ある学校づくりを進めており、それぞれ学校の独自の教育目標を設定し、学校が抱える課題の解決に向けて努力を重ねています。このようなことから、それぞれの学校の置かれている状況を十分反映しながら、教育目標の達成や課題の改善につながる制度として、学校職員人事評価制度を実施します。
- また、学校教育活動は多岐にわたっており、学校においては、学校職員一人一人がそれぞれの役割を果たすとともに連携・協働して教育活動を行うことが求められており、学校職員人事評価制度は学校の教育目標の達成のため学校職員の協働の促進を視野に入れて実施します。

### (2) 意欲の向上促進の観点

- 学校の活性化や学校職員の資質・能力の向上のためには、何よりもまず個々の学校職員の意欲の一層の向上を図ることが大切です。学校職員人事評価制度は学校職員を励ますものであり、評価が意欲につながる制度である必要があります。
- 学校職員の意欲を一層高めていくためには、何よりも個々の学校職員の努力や成果を適切に評価することが大切です。
- 目標達成のため、様々な努力を行い、その結果、成果を上げている学校職員と着実な成果を上げることができない学校職員が同様の評価、取扱いを受け、その努力や成果が適正に評価されない状況があれば、学校職員の志気に悪影響を及ぼすとともに保護者や地域社会等の理解も得られません。
- 評価に当たっては、学校職員の意欲を高めるという観点から、成果だけでなく、結果を生み出すに至った要因（能力など）や過程（努力など）についても把握することが大切です。
- 評価は、公正、公平、妥当であることはもとより、透明性の高いものであることが大切であり、その内容が個々の学校職員へ適切にフィードバックされることによって、学校職員を指導・評価する立場にある校長等と、学校職員との信頼関係が育ち、学校職員の意欲の向上につながるものでなければなりません。

### (3) 資質・能力の向上促進の観点

- 学校職員の評価は、個々の学校職員の具体的な資質・能力の向上につながる制度でなければなりません。
- 学校職員が資質・能力を向上させるためには、自己目標や目標達成のための取組方法等を設定し、「計画(Plan)→実践(Do)→評価(Check)→改善(Action)」のサイクルの中で、年代や職能に応じて、意識的計画的に研修を行うことが必要ですが、そのためには、自らの能力や課題を常に認識することが大切です。
- 期待される資質・能力は、その学校が抱える課題や学校職員個々の役割などにより異なり、能力開発を行うにも、学校職員一人一人の評価を行い、その結果をフィードバックして、本人が自己の能力を認識した上で資質能力の向上に取り組むことが大切です。

### (4) 信頼される学校づくりを支える観点

- 学校教育は保護者や地域社会の信頼の上に成り立つものであり、学校職員の人事評価制度は、学校

評価制度と相まって、説明責任を明らかにできるものであることが求められます。また、学校全体の取組がなければ、一人一人評価しても全体の力とはなりません。

- 学校評価制度は、学校の教育活動その他学校運営の状況について、自己評価や外部評価を行うとともにその結果を公表し、評価結果に基づいて学校運営の改善を行っていくとするものです。
- 学校職員人事評価制度は、学校の教育目標を職員に示し、目標管理手法を導入しながら学校職員の評価を行い、その結果をフィードバックして学校職員の資質能力の向上や学校の活性化を図ろうとするものであり、学校の教育目標の達成のためには、二つのシステムが有機的に連携して運営されることが望まれます。

### 第3章 教育課程の編成及び実施

#### 第5節 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価等

###### ① カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け（第1章第5の1のア）

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

本項は、カリキュラム・マネジメントを、校長の方針の下に、全教職員の適切な役割分担と連携に基づき行うとともに、学校評価と関連付けて行うことを示している。

カリキュラム・マネジメントは、本解説第3章第1節の4において示すように、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えて組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくものである。カリキュラム・マネジメントの実施に当たって、「校長の方針の下に」としているのは、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項とともに、校長が定める校務分掌に基づくことを示しており、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。その上で、児童の実態や地域の実情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要であり、こうした取組が学校の特色を創り上げていくこととなる。

また、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの取組は、学校が担う様々な業務の効率化を伴ってより充実することができる。この点からも、「校長の方針の下」に学校の業務改善を図り、指導の体制を整えていくことが重要となる。

次に、各学校が行う学校評価は、学校教育法第42条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。

学校評価の実施方法は、学校教育法施行規則第66条から第68条までに、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月文部科学省）を作成している。同ガイドラインでは、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が12分野にわたり示されている。カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・学習指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待され、こうした例示も参照しながら各教科等の授業の状況や教育課程等の状況の評価し改善につなげていくことが求められる。

**【分科会の趣旨】**

現代は不確実性の高い時代であり、社会が急速に変化する中、学校教育には、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能の習得、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学びに向かう力や人間性等の涵養に向けた教育課程の編成が求められている。

学校における教育の根幹をなす教育課程の編成に当たっては、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携・協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視することが大切であり、子どもたちの可能性が輝く柔軟な教育課程の編成の促進を図ることが重要である。

学校においては、学習指導要領に示された資質・能力の育成に向けて、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」という観点から「主体的・対話的で深い学び」の方向性をしっかりと捉え、デジタル学習基盤の活用を前提とした資質・能力を育成するための授業改善を推進していく必要がある。

校務をつかさどる校長は、子どもたちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目標を明確に示して、地域と連携したよりよい学校教育を目指していかなければならない。そして、その目標の実現に必要な教育内容等の教科横断的な視点での実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を目指したカリキュラム・マネジメントの確立を図っていくことが大切である。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、個性や多様性が尊重される社会の創り手を育てるという目標を学校と社会が共有し、新しい社会を切り拓くための知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善についての具体的方策と成果を明らかにする。

**【研究の視点】****(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進**

学習指導要領では、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を目指している。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、子ども一人一人の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、子どもが自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるよう、学習評価の在り方を改善し、指導と評価の一体化を図る必要がある。

このような視点から、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を推進するための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善**

子どもたちに今日的な課題を克服していく力を身に付けることができるようにするためには、全教職員が子どもたちに育成すべき資質・能力について共通理解を深める必要がある。そして、そのために必要な学習指導の工夫、ICTを効果的に活用した授業改善などについて組織的に取り組み、実践の結果を基に教育課程の見直しを常に図っていく仕組みを確立する必要がある。

そのために校長は、知性・創造性を育むための教育課程編成上の課題を明確にし、家庭や地域と連携・協働を図り、絶えずより望ましい教育活動等の充実・改善を目指した取組を推進することが大切である。

このような視点から、知性・創造性を育む教育課程を編成・実施・評価・改善していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第4分科会 「知性・創造性」

### 研究課題 「知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

現代は将来を予測することが難しい不確実性の高い時代であり、グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速に変化する中で、学校教育には、一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう知性や創造性の育成に資する教育課程の編成が求められている。

学習指導要領では、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを学校における教育の根幹をなす教育課程において明確にしながら、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であることが示された。その上で、子どもたちの「生きる力」を育むために、教科横断的な視点から、子どもたちの可能性が輝く柔軟な教育課程の編成の促進を図ることが重要である。

学校においては、学習指導要領に基づいた子どもの資質・能力の育成に向けて、新たに学校における基盤的なツールである1人1台端末や、クラウド環境等のデジタル学習基盤であるICT環境を最大限活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるとともに、カリキュラム・マネジメントの取組を一層進める必要がある。

校務をつかさどる校長は、各教科等の特質に応じ、地域・学校や子どもの実情を踏まえながら、デジタル学習基盤の活用を前提とした新たな教材や学習活動も積極的に取り入れつつ、それにより実現される新しい学習活動について個別最適な学びや協働的な学びの充実に効果を上げているか確認しながら、授業の中で個別最適な学びの成果を協働的な学びに生かし、さらにその成果を個別最適な学びに還元するなど、「個別最適な学びと協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」をしっかりと捉えた授業改善につなげていくことが大切である。

また、子どもの学習状況を評価し、その結果を子どもの学習や教師による指導の改善等につなげるなど、学習指導と学習評価は学校の教育活動の根幹であることから、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの確立を図っていくことが大切である。そのためには、管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、適切に役割分担をして相互に連携するとともに、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組むことが大切である。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- ・ 資質・能力を育むために学びの質に着目し、過程を重視した学習の充実
- ・ 指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす学習評価の充実

##### (2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

- ・ 学習の内容と方法を重視し、学びの過程を質的に高めていく教育課程の編成・実施
- ・ 教育課程を軸に学校教育の評価・改善の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの充実

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

#### 第 3 章 教育課程の編成及び実施

##### 第 1 節 小学校教育の基本と教育課程の役割

###### 4 カリキュラム・マネジメントの充実（第 3 章第 1 の 4）（抜粋）

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、

- ・児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。

また、総則の項目立てについても、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手續を踏まえて、①小学校教育の基本と教育課程の役割（第 1 章総則第 1）、②教育課程の編成（第 1 章総則第 2）、③教育課程の実施と学習評価（第 1 章総則第 3）、④児童の発達の支援（第 1 章総則第 4）、⑤学校運営上の留意事項（第 1 章総則第 5）、⑥道徳教育に関する配慮事項（第 1 章総則第 6）としているところである。各学校においては、こうした総則の全体像も含めて、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められる。

##### 第 3 節 教育課程の実施と学習評価

###### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

###### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第 1 章第 3 の 1 の (1)）（抜粋）

本項は、各教科等の指導に当たって、(1) 知識及び技能が習得されるようにすること、(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、その際、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科等の学習の過程を重視して充実に示している。

平成 26 年 11 月 20 日の中央教育審議会への諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」において、具体的な審議事項として、育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法はどうか、特に今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるかを示した。これを受けて、中央教育審議会では、我が国の学校教育の様々な実践や各種の調査結果、学術的な研究成果等を踏まえて検討が行われ、児童に必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として「主体的・対話的で深い学び」を位置付けた。「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点は、各教科等における優れた授業改善等の取組に共通し、かつ普遍的な要素である。

児童に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、これまでも多くの実践が重ねられており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが、そうした着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないことであると捉える必要はない。また、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童に求められる資質・能力を育むために、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い

学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ②子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

**「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）**                      **中央教育審議会 令和3年1月26日**

## 第Ⅰ部 総論

### 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

#### （4）新たな動き

##### ①新学習指導要領の全面实施（抜粋）

- 社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきているといった時代背景を踏まえた上で、新しい学習指導要領では資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した上で、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的・目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。また、各教科等の指導に当たっては、資質・能力が偏りなく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこととしている。

## 第Ⅱ部 各論

### 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

#### （1）子供の学び（抜粋）

- 学校における授業づくりに当たっては「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現されていくことが多いと考えられる。各学校においては、教科等の特質に応じ、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら、授業の中で「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。その際、家庭や地域の協力も得ながら人的・物的な体制を整え、教育活動を展開していくことも重要である。

#### 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

##### (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する（抜粋）

- 令和時代における学校の「スタンダード」として「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に資するよう、GIGAスクール構想により児童生徒1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境が実現されることを最大限生かし、端末を日常的に活用するとともに、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）など、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要である。

**学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する  
参考資料 文部科学省初等中等教育局教育課程課 令和3年3月版**

#### 2. 育成を目指す資質・能力と個別最適な学び・協働的な学び

##### (3) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実（抜粋）

未来の社会を見据え、児童生徒の資質・能力を育成するに当たっては、このような学習指導要領の趣旨を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から学習活動の充実の方向性を改めて捉え直し、これまで培われてきた工夫とともに、ICTの新たな可能性を指導に生かすことで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくことが重要と考えられます。

##### ③個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実（抜粋）

児童生徒の資質・能力育成のため、各教科等の特質に応じ、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら、ICTを活用した新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れつつ、それにより実現される新しい学習活動について、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に効果を上げているか確認しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくことが期待されます。このことを通じて学習指導要領前文に記載されている「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう」に育成していくことが求められています。

**教育課程部会における審議のまとめ**

**中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 令和3年3月版**

#### 5. 「指導と評価の一体化」の考え方に立った学習評価の改善（抜粋）

各学校における教育活動は、学習指導要領等に従い、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程の下で作成された各種指導計画に基づく授業（「学習指導」）として展開される。各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善等につなげ、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

#### 6. カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

##### (1) 教科等横断的な視点からの教育課程の編成・実施

##### ① 教科等横断的な視点からの教育課程の編成・実施（抜粋）

- 各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要である。

##### (2) 教育課程の実施状況の評価と改善

- 各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に

把握し、教育の目的・目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認・分析して、課題となる事項を見だし、改善していくことが求められる。(中略)

- また、5. で述べたとおり、学習評価は学習指導とともにカリキュラム・マネジメントの中核的な役割を担っている。学習評価を教育課程の評価等とも結び付け、学習評価の改善を授業改善及び組織運営の改善等にむけた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要である。

### 効果的な教育データ利活用に向けた推進方策について（令和6年度議論のまとめ）

教育データの利活用に関する有識者会議 令和7年2月

はじめに（抜粋）

- G I G Aスクール構想に基づき、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進み、また、令和3年1月26日中央教育審議会答申においても、「令和の日本型学校教育」を構築する上で、学校教育の基盤的なツールとしてICTは必要不可欠なものであるとされている。
- このように国策として整備してきた学校のICT環境は、学校における重要な学習の基盤となっている。教育データの利活用は、このG I G Aスクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤を構成する要素の一つとされており、1人1台端末環境において、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すということがその大目的であることは当然ともいえるべき前提である。

### Society5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～

Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会

新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース 平成30年6月5日

#### 第1章 Society5.0の社会像と求められる人材像、学びの在り方

##### 2. Society5.0において求められる人材像、学びの在り方

###### (2) 共通して求められる力

Society5.0において我々が経験する変化は、これまでの延長線上にない劇的な変化であろうが、その中で人間らしく豊かに生きていくために必要な力は、これまで誰も見たことのない特殊な能力では決してない。むしろ、どのような時代の変化を迎えるにしても、知識・技能、思考力・判断力・表現力をベースとして、言葉や文化、時間や場所を超えながらも自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や人間性が問われることになる。

特に、共通して求められる力として、①文章や情報を正確に読み解き、対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力が必要であると整理した。

まず、知識・技能としての語彙や数的感覚などの学力の基礎に加え、人間の強みを発揮するための基盤として、文章や情報を正確に理解し、論理的思考を行うための読解力や、他者と協働して思考・判断・表現を深める対話力等の社会的スキルなど、読み解き対話する力が決定的に重要である。

また、人と機械が複雑かつ高度に関係し合う社会となっていく中、科学的に思考・吟味し活用する力が不可欠となる。機械を理解し使いこなすためのリテラシーや、その基盤となるサイエンスや数学、分析的・クリティカルに思考する力、全体をシステムとしてデザインする力がこれまで以上に必要な力となる。加えて、現実世界を意味あるものとして理解し、それを基に新たなものを生み出していくことは、AIによって代替できない人間ならではの営みであり、AIの活用分野が爆発的に広がっていく新たな時代においてますます重要となる。自然体験やホンモノに触れる実体験を通じて醸成される豊かな感性や、多くのアイデアを生み出す思考の流暢性、感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる創造力、苦心してモノを作り上げる力、新しいものや変わっていくものに対する好奇心や探求力、実践から学び自信につなげていく力などが重要である。

## Ⅱ 教育課程

### 第5分科会 豊かな人間性 研究課題 豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方

#### 【分科会の趣旨】

少子化・高齢化、人口減少の進行などが急速に進み、デジタル技術やグローバル化の進展など社会や生活の在り方が大きく変化している今日では、子どもが自らを人との関わりの中で律しつつ、自己を確立していくことが大切である。また、他人を思いやる心や感動する心をもつ豊かな人間性を備え、自分らしく主体的に生きていく力を身に付けていく教育を推進することが肝要である。

学校には、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、道徳教育であり、人権教育である。

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うものである。子どもたちが夢や希望をもって未来を切り拓き、よりよく生きようとする力を育むよう指導の一層の充実を図っていかなければならない。

また、人権教育は、人間尊重の精神の涵養を目的とする教育活動である。LGBTQに対する理解が不十分なことや、SNS等による誹謗中傷等、人権を侵害するような様々な事案が問題となっている社会において、子どもたちに自立した人間として生命の価値を自覚し尊重することや、人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育むことを教育活動全般の中で進めていくことが必要である。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、道徳教育や人権教育など心の教育に関わる教育実践を推進するとともに、家庭や地域などと連携・協働した取組を実現し、豊かな人間性を育むためのカリキュラム・マネジメントの具体的方策と成果を明らかにする。

#### 【研究の視点】

##### (1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

子どもたちの豊かな心の育成は、特別の教科 道徳はもとより、教育活動全体を通じて適切な指導を行うことが必要である。また、子どもたちに育むべき道徳性の内容を的確に捉えるとともに、多様で効果的な指導方法を取り入れ、豊かな心を育成する道筋を踏まえた教育活動を吟味し、展開していくことも求められている。

校長は、このような認識に立ち、未来社会に生きる子どもたちの人格形成を見据えて、規範意識や自尊感情を高め、夢や希望をもって未来を切り拓き、よりよく生きることのできる力を育む教育活動を家庭や地域と連携しながら進めていかなければならない。

このような視点から、豊かな心を育む道徳教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

##### (2) 多様な人々と協働しながらよりよい社会を創る人権教育の推進

未来を築く子どもたちにとって、人が生きていく上で必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず、文化・価値観・個性の違いこそが豊かさにつながることに認識することは、人権感覚を育むためには重要なことである。

そのためには、学級をはじめ学校生活全体の中で、子どもたち自身が互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していくことが大切である。また、子どもが人権の意義・内容や重要性について理解を深め、人権感覚を養うためには、学校だけでなく家庭や地域社会との連携・協働が不可欠である。

このような視点から、学校や地域の実態に即し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心等、よりよい社会を創るために必要な人権感覚を育むための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第5分科会「豊かな人間性」

### 研究課題 「豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

未来を担う子どもたちに、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心、規範意識などの道徳性の育成を図ることは、極めて重要なことであり、喫緊に取り組むべき社会的要請となっている。

しかし、近年、生命を大切にするとともに思いやりの心などの倫理観や、社会性の育成などが十分ではないとの指摘がなされている。子どもの心の成長に関わる現状を見ると、社会的環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少などを背景に、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱ってきている。

教育振興基本計画でも、「子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに、人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。」ことを求めている。

「豊かな人間性」とは

- 美しいものや自然に感動する心などの感性
- 正義感や公正さを重んじる心
- 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- 自立心、自己抑制力、責任感
- 他者との共生や異質なものへの寛容などの感性や心である。

具体的には、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要である。学校教育においては、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、道徳教育であり、人権教育であると捉えている。

- (1) 道徳教育の推進—自立した一人の人間として人生を他者と共によりよく生きる人格を形成することを旨とし、人間としてよりよく生きようとする力を育成する。
- (2) 人権教育の推進—人間と生命の価値を自覚し尊重することや人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育む。

校長は、学校や地域の実態・課題の状況を十分に把握し、推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実させ、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努めなければならない。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

- ・子どもたちに育むべき道徳性の内容を的確に捉え、多様で効果的な指導方法を取り入れながら、豊かな心を育成する筋道を踏まえた教育活動の吟味と展開
- ・他者と共によりよく生きることのできる力を育む教育活動の推進と家庭・地域との連携の在り方

##### (2) 多様な人々と協働しながらよりよい社会を創る人権教育の推進

- ・学校生活全体の中で、子どもたち自身が互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していける学校づくりと家庭・地域社会との連携・協働の在り方
- ・子どもが人権の意義・内容や重要性について理解を深め、よりよい社会を創るために必要な人権感覚を育むための教育活動の推進

## 第2章 初等中等教育の充実

### 第9節 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、「特別の教科 道徳」を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方、生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

道徳教育については、小・中学校に「道徳の時間」が昭和33年に設けられ、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえながら創意工夫を生かした実践が行われてきた一方で、その本来の役割を果たされていないのではないかという指摘もなされてきました。

今後、人工知能（AI）をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、平成27年3月に、道徳教育の更なる充実のため、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置づけるなどの学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図っています。

改正の主なポイントは次のとおりです。

- ①内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- ②問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ③数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握
- ④道徳科に検定教科書を導入

これらについて、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度からそれぞれ全面実施されました。

また、評価や指導要録の在り方等については、平成28年7月の「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成28年7月29日付け 初等中等教育局長通知）を発出し、道徳科の評価の在り方や指導要録の参考様式について周知・徹底を図りました。

その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

- ①他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
- ②個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- ③児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わり

の中で深めているかといった点を重視すること

④道徳科の評価は、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

(略) 文部科学省では、優れた授業動画や指導用資料等をウェブサイト上で公開する「道徳教育アーカイブ」を平成29年5月に開設し、その充実を図りながら、各学校の児童生徒の実態に応じた創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の活用、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

## 第10節 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更)に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成20年3月)、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料～」(令和3年3月策定、5年3月改訂)等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

平成23年度から27年度まで人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施したほか、28年度においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、学校における外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し公表しました。さらに、30年度には、学校における人権教育の一層の推進に資するため、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し公表しました。

また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日付け初等中等教育局児童生徒課長通知)を発出するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を28年4月に作成し、学校へ周知しました。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)等を踏まえた、法務省、文部科学省、厚生労働省の3省連名での通知を4年7月に発出しました(「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について」(4年7月22日付け 初等中等教育局児童生徒課長、初等中等教育局教育課程課長、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、高等教育局大学振興(現大学教育・入試)課長、厚生労働省健康局難病対策課長、法務省人権擁護局人権啓発課長通知)。同通知では、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用、法務省が作成する人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」等について、関係省庁間の連携の下で更なる周知の徹底を図っています。

また、文部科学省内では、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を設置し、有識者ヒアリングを含む会議(9回)と関係施設の視察(6箇所)等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。これも踏まえ、教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、学校等での活

用を促進する等の取組を行っています。今後、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」で出された提言も踏まえ、更なる取組を進めていきます。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」や、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、北朝鮮当局による拉致問題等について引き続き周知を図っています。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」や、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、北朝鮮当局による拉致問題等について引き続き周知を図っています。

## 第4期教育振興基本計画

閣議決定 令和5年6月16日

### 目標2 豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。

【基本施策】(抜粋)

#### ○道徳教育の推進

- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進する。国においては、更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、地方公共団体等との連携の下、優れた授業動画や教材等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を推進する。

#### ○いじめ等への対応、人権教育の推進

- ・いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生している。いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめの問題に取り組まなければならない。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進などいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じる。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。その際、令和5年4月に設置されたこども家庭庁など関係府省との連携・協力を進め、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
- ・令和5年4月から、いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁で情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。
- ・問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行う。

- ・誰もが安心できる教育現場を実現するため、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなど学校のみでは対応しきれない場合には直ちに警察に相談・通報を行うことや、学校・警察双方において連絡窓口となる職員の指定を徹底するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。
- ・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備を促進する。
- ・学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。

**【指標】（抜粋）**

- ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加（再掲）
- ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加
- ・友達関係に満足している児童生徒の割合の増加
- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加
- ・いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に定める事案で、生命・身体に重大な被害が生じた場合に係る総合教育会議の開催状況の改善・児童生徒の人口10万人当たりの自殺者数の減少
- ・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加
- ・困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加
- ・人が困っているときは進んで助けたいと考える児童生徒の割合の増加
- ・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合の増加

**人権教育を取り巻く情勢について**

～人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」策定以降の補足資料～  
令和6年3月改訂

**I. 学校における人権教育の推進（項目だけ抜粋）**

1. 人権教育の重要性
2. 人権教育の総合的な推進
  - (1)人権教育の充実を目指した教育課程の編成
    - ①社会に開かれた教育課程の実現
    - ②カリキュラム・マネジメントの推進
    - ③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
  - (2)人権尊重の理念に立った生徒指導
  - (3)人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり

**【分科会の趣旨】**

社会環境・生活環境の変化は、人々の生活様式に大きな影響をもたらし、子どもたちの心身への影響が大きく、体力・運動能力の低下をはじめ、ストレスや肥満傾向の増加、生活習慣病への危険性の高まりなど、様々な健康問題を引き起こしている。また、スマートフォンやゲーム機器への過度な依存による運動への関心や意欲の低下、運動機会やアクティブな遊びができる時間や場所の減少、運動する子どもとそうでない子どもとの二極化の問題等、課題が増加している。

こうした背景を鑑み、これからの社会を生きる児童に健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は人間活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」や幸福な人生の創り手となる力を支える重要な要素である。

学校教育においては、子どもの心身の調和的発達を促し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって主体的かつ積極的にスポーツに親しむ習慣や運動に親しむ資質・能力を育成する必要がある。また、健康の保持増進に必要な知識、習慣を身に付けさせることを一層重視していかなければならない。

こうした教育を進めるに当たり、校長には、教科のみならず、特別活動や教育課程外の教育活動を相互に関連させた教育課程の編成を促すとともに、子どもが学びを実生活や実社会に生かすことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を進める組織体制を構築するなど、健やかな体の育成に向けたカリキュラム・マネジメントが求められる。

本分科会では、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために、健康で安全な生活を営む実践力を子どもたちに育む教育活動を家庭や地域と密接に連携・協働しながら推進していくカリキュラム・マネジメントについて、その具体的方策と成果を明らかにする。

**【研究の視点】****(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進**

子どもたちの日常的な運動機会の減少や全国的な体力の低下・停滞傾向を受け、学校教育には、子どもたちが基礎的な身体能力を身に付け、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育むことが期待されている。

そのために学校は、体育科の授業や特別活動、教育課程外の活動を通して、運動の意義や楽しさを感じながら、運動の特性に応じて基本的な動きや技能を身に付けていくことのできる教育活動を推進するとともに、学校と家庭や地域が連携し、子どもの意欲の継続や運動機会の確保を図っていくことが重要である。

このような視点に立ち、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動を推進するために、校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

**(2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進**

子どもたちにとって小学校生活は、発育・発達の著しい時期であり、健康・安全教育は、他のライフステージにも増して重要な役割がある。小学校においては、子どもたちが食事、運動、休養、睡眠などの重要性を理解し、自らの基本的な生活習慣を見直す力や心と体の密接な関連性を理解し、様々な欲求やストレスに対して状況に応じて適切に対処できる力など、生涯を通じて健康で安全な生活を営むことのできる資質・能力を育むことが求められている。

そのためには、健康・安全教育について、各校の現状や課題に則した教育課程への位置付けや家庭・地域と連携した取組、適切な人材活用と教職員の共通理解が必要である。

このような視点に立ち、健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動を推進するために、校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

## 第6分科会「健やかな体」

### 研究課題 「健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性と先見性、意識改革の必要性についての解説

我が国の発展には、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにしていくことが必要である。そのためには、子どもたちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにしていくことが大切である。

近年、子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘され、肥満や生活習慣病、さらにはストレスの増大など精神的な問題も多く見られてきており、これまでの施策により一定の歯止めはかかっているものの、スポーツをする子としない子の二極化傾向が顕著になるなど、体力の向上は引き続き課題となっている。また、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になってきていることや、想定していなかった自然災害が発生するなど、社会の変化に伴う安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子どもたちが起こりうる危険を理解し、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題となっている。これらの背景には、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより社会環境や生活環境が急激に変化し、物質的に豊かで便利な生活の中で、子どもたちが体を動かし、汗を流して取り組む機会が減少してきていることが挙げられている。このように、子どもたちを取り巻く環境の変化は、子どもたちの成長・発達に少なからず影響を与えている。

子どもたちに生きる力と豊かな人間性を育てていく上で、何よりも健康の保持が重要である。学校においては教育活動を通して、「運動を楽しみと思える経験」「運動能力向上に向けた活動」「主体的に健康で安全な生活を営む力を育む教育実践」等の取組が求められている。また、子どもたちが様々な経験や取組を通して、生涯にわたって主体的に実践していこうとする意欲につなげていく育みとなることが重要である。

そのため、学校は組織として、全教職員で目的や手立ての共有化と意識向上を図り、役割分担を明確にするなど、一体となって取り組む体制が必要となる。また、家庭内の約束事として起床・就寝時間を決めるなど、家庭や地域社会との連携・協力の下、共通の目的意識をもって子どもの生活習慣づくりに取り組むことも大切である。

校長は、多様化・深刻化している子どもの健康課題を解決するために、校内環境や校内組織の整備を図るとともに、体育・健康教育全体計画に基づき、全ての教職員が共通の認識をもちながら取組を進められるよう、リーダーシップを発揮していくことが求められている。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進

- ・体育の授業改善や特別活動、教育課程外の取組など、運動能力向上に向けた教育活動の充実
- ・子どもの意欲の継続や運動機会の確保のための、学校・家庭・地域の連携

##### (2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進

- ・全教職員で目標や手立ての共有化と意識向上を図る校長のリーダーシップ
- ・学校・家庭・地域の連携の下、主体的に健康で安全な生活を営む力を育む健康教育の充実

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

#### 「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き

文部科学省 平成31年3月

#### 第1章 総則 第1節 学校における保健教育の意義

#### 2. 子供たちの現代的な健康課題の解決を図る保健教育

今日、子供たちを取り巻く状況は、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより社会環境や生活環境が急激に変化している。こうした変化は、子供たちの心身の健康状態や健康に関わる行動に大きく影響を与えている。特に、近年では、情報化の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちが健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。また、食を取り巻く社会環境が変化し、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題も見られる。さらに、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い子供を取り巻く安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子供たちが起こりうる危険を理解し、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題となっている。今日疾病構造が変化しており、がんや心疾患ならびに精神疾患といった現代的な健康課題の解決が必要である。その際、疾病予防の考え方として、一次予防（適切な食事や運動不足の解消、喫煙、ストレスコントロールといった健康的な生活習慣づくりの取組や予防接種、環境改善など）、二次予防（検診等による病気の早期発見と早期治療など）、三次予防（適切な治療により病気や障害の進行を防ぐこと）などの内容を充実させていくことが求められる。少子高齢化については、若い世代の出産子育てや高齢化に伴う健康寿命の延伸なども課題である。これらの多様で喫緊の健康課題を解決するには、学校、家庭、地域が連携・協働し、多面的な対策に取り組んでいくことが不可欠である。近年、我が国の子どものむし歯の罹患率や、成人の喫煙率は減少傾向を示している。これらの改善には、社会全体での積極的な対策の取組とともに、学校での着実な保健教育が大きく寄与している。このように保健教育の果たす役割は、今後一層期待されることである。

#### 3. 保健教育の目標と位置付け

##### (1) 心身ともに健康な国民の育成

心身ともに健康な国民の育成は、教育の基本的な目標であり、教育基本法においても第1条（教育の目的）に明示されており、その意義は大きい。保健教育は、心身ともに健康な国民を育成する上で極めて重要であり、小学校における保健教育がその基礎を築き、さらに中学校及び高等学校の保健教育を積み重ねていくことが必要である。そのため、小学校の教育関係者が保健教育の重要性を認識し、よりよい実践を推進していくことが、今こそ求められている。

##### (2) 保健教育の目標

小学校学習指導要領第1章総則第1の2の（3）において示されているとおり、学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることをねらいとしている。特に、健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切であることが示されている。こうした指導については、学校段階に応じて、中学校や高等学校学習指導要領総則にも示されている。その趣旨に基づき、小学校、中学校、高等学校を通じて、学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことである。特に、小学校教育においては、低学年からの生活習慣の乱れがみられること、就学前教育あるいは義務教育としての中学校教育との円滑な接続を図る必要があること等から、各学年の発達の段階の特徴を考慮して、身近な生活における自己の健康課題に気付き、その課題解決に向けて自ら取り組み、健康な家庭や学校づくりに貢献するための資質・能力の基礎を育成することが大切である。

##### (3) 保健教育の位置付け

保健教育は、子供たちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。例えば、体育科保健領域、特別活動（学級活動、児童会活動等）、総合的な学習の時はもとより、関連する各教科等においても、それぞれの特質に応じて行われることも考えられる。また、新しい学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントを行うことが示されており、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要である。

## 第2章 初等中等教育の充実 第11節 子供の健康と安全

### 2 学校における食育、学校給食の推進

#### (1) 学校における食育の推進

子供たちに対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせるよう、学校において食育を推進することは大変重要です。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を有し、食育の中心的な推進役として、重要な役割を果たしています。文部科学省においては、学校における食育の充実のため、食に関する指導の手引や食育教材等を作成するとともに、栄養教諭の配置促進・資質能力向上に取り組んでいます。栄養教諭の配置数は、令和6年5月1日現在、全国の公立義務教育諸学校において、6,945人となっており、平成17年の制度創設以来、年々増加傾向にはありますが、配置されている栄養教諭・学校栄養職員の合計に占める栄養教諭の割合は全国平均62%で、地域間格差もあります。このため、文部科学省では、栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、栄養教諭の職務の明確化を図り、都道府県教育委員会等に対し、新規採用や学校栄養職員から栄養教諭への任用替え促進を働きかけています。食を取り巻く社会環境が大きく変化した現代においては、食物アレルギーや偏食等、子供たちの食に関する健康上の諸課題が多様化しており、栄養教諭による食に関する個別指導を充実させていくことも重要です。文部科学省においては、「食に関する健康課題対策支援事業」を実施するなど、栄養教諭の食に関する個別指導力の一層の向上に取り組んでいるところです。

#### 3 学校安全の推進

##### (1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に施行された学校保健安全法に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、「学校安全の推進に関する計画」を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。令和4年3月25日には、4年度から8年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。本計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性の向上を高めること、地域等との多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策の推進、全ての学校における実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

##### (2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成・見直す際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）等を作成し、活用を促しています。

##### (3) 地域ぐるみで子供の安全を守る体制整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を守る体制の整備が必要です。そのため、スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボラン

ティア)を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。また、登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、点検の結果対策が必要と確認された箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

#### (4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身につけられるよう、実践的な安全教育を推進する必要があります。文部科学省では、平成31年3月に、学校安全の総合的な参考資料である「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。また、令和2年3月には教職員等の学校安全に関する資質能力の向上に資するため、キャリアステージに応じたeラーニング教材を開発し、内容を更新しつつ提供しています。さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を踏まえて、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。このほか、地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイトを開設し、平成28年4月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトに公開しています。

### 第3期スポーツ基本計画

文部科学省

平成4年3月

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」(抜粋)

中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、第3期計画において施策を示すにあたっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、以下の3つの「新たな視点」が必要になる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人々がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

なお、これら3つの視点については、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に密接に関係し合う側面があることにも注意する必要がある。

### 小学校学習指導要領解説

総則編

文部科学省

平成29年6月

(3) 健やかな体(第1章第1の2の(3))

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努

めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから、体育・健康に関する指導のねらいとして、心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しているところである。これからの社会を生きる児童に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。児童の心身の調和的な発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。こうした現代的課題を踏まえ、体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質・能力を育て、心身の調和的な発達を図り、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すものである。本項で示す体育に関する指導については、積極的に運動する児童とそうでない児童の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。このため、教科としての体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動系のクラブ活動、運動会、遠足や集会などの特別活動や教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。特に、学校における食育の推進においては、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため、児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

### Ⅲ 指導・育成

#### 第7分科会 研究・研修

#### 研究課題 学校の教育力を向上させる研究・研修の推進 と校長の在り方

#### 【分科会の趣旨】

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境は大きく変化し、複雑化・多様化している。全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、デジタル学習基盤を活用した学習指導をはじめ教職員の指導力の更なる向上が求められている。学校教育の使命、責務を果たしていくためには、教職員に必要とされる教科指導・生徒指導・学級経営等の能力に加え、危機管理能力や保護者等への対応力も含めた総括的な実践的指導力を向上させることが不可欠である。また、子どもや学校・地域の実情に合わせて柔軟かつ創造的に指導内容・方法を選択し、指導の充実を図っていく能力が必要である。

しかし、近年の教職員の大量退職・大量採用の影響により、教職員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始め、かつてのように先輩教職員から若手教職員への知識・技能等の伝承が困難な状況が起き、意図的・計画的な研修が必要となっている。

さらに、教職員一人一人の指導力を向上させることのみならず、質の高い教育をチームとして実践する学校づくりが求められている。そのためには、多様な専門性をもつ人材と効果的に連携し、チームを組んで組織的に諸問題に対応するとともに、保護者や地域の力を学校経営に生かす視点が重要となる。

校長は、教職員一人一人の特性や力量を見極め、個に応じた課題とその具体的な解決への展望をもたせるとともに、教職員の資質・能力と、「チームとしての学校」への参画意識等を高める研究・研修を進めていく必要がある。

本分科会では、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、学校経営への参画意識をもたせ、学校の教育力向上を目指す研究・研修体制の確立とその推進について、具体的方策と成果を明らかにする。

#### 【研究の視点】

##### (1) 学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実

子どもたちに、これからの予測困難な時代を生き抜くことのできる力を身に付けさせるために、教職員は常に探究心や自ら学び続ける姿勢をもち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの推進に向け、研究・研修に励む必要がある。

しかし、現在、経験値の高い教職員の大量退職と、若い世代の大量採用により、世代交代が顕著となっている。校長は、教職員一人一人の意識改革を促し、学校教育目標の実現に向けて、自校の実態や目指す姿を明らかにしながら、課題を重点化し、教職員の資質・能力が高まる校内研究・研修体制の在り方を追究していかなければならない。

このような視点に立ち、教職員の資質・能力の向上を目指す校内研究・研修を推進していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

##### (2) 「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進

学校が抱える複雑化・多様化した課題を組織的に解決し、円滑な教育課程の編成・実施を実現していくためには、学校の組織体制や、組織文化に基づく業務の在り方等を見直し、教職員一人一人が学校の創り手であるという意識を高め「チームとしての学校」を創り上げていくことが大切である。

その実現のために、校長は、必要な教職員の配置と、学校のマネジメント機能の強化、組織文化等の改革に一体的に取り組みなければならない。また、教職員の年齢構成が変化している学校の状況を踏まえ、それぞれのキャリアステージに応じた役割と求める資質・能力に応じた研修の充実を図っていくことが重要となる。

このような視点に立ち、教職員に「チームとしての学校」への参画意識を高める研修を推進する上での校長の果たす役割と指導性を明らかにする。

## 第7分科会 「研究・研修」

### 研究課題 「学校の教育力を向上させる研究・研修の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

我が国では、グローバル化の進展や少子化等により、社会構造が大きく、急速に変わろうとしている。そうした予測困難な時代においては、人間に仕方できない活動が重要になり、正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦していく活動、創造性や高い専門性を発揮して行う活動、人間の感性や思いやりが求められる活動等が、これまで以上に強く求められることになる。

子どもたちをどのように育成していくかは、日本の将来に大きく関わる問題である。したがって、学校における教育活動の成否は、子どもと直接接している教職員の資質・能力に負うところが極めて大きく、教職員の資質・能力の向上は子どもたちの教育の充実を図る上で重要なことは言うまでもない。

子どもたちに確かな学力や規範意識を身に付けさせ、社会を生き抜く力を養成する必要があるとともに、学校現場においては、いじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実、全ての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現や教育DXの推進など、複雑かつ困難な課題への対応が求められている。このため、高い使命感や倫理観・規範意識とともに、こうした課題に適切に対応できる、高い専門性と実践的な指導力などを十分に備えた教職員が求められているのである。

これからの教職員に求められる資質・能力について、北海道における「求める教員像」として、①教職を担うに当たり必要となる素養に関連する観点「教育者として、強い使命感・倫理観と、子どもへの深い教育的愛情を、常に持ち続け教員」、②教育又は保育の専門性に関連する観点「教育の専門家として、実践的指導力や専門性の向上に、主体的に取り組む教員」、③連携及び協働に関連する観点「学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員」があげられている。

中教審の令和3年答申においては、「令和の日本型学校教育」を担う教師の姿として、①環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている、②子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている、③子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている、があげられている。また、教職員集団の姿として、多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されていることが求められている。令和6年答申では、教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず研究と修養が求められる学びの高度専門職であり、教職生涯を通じて学び続けられるようにしていくことや、チーム学校の考え方の下、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成が必要であると示されている。

社会の急激な変化や複雑化・困難化する学校現場を取り巻く課題に対応するため、教職員が多様な専門性をもつ人材と連携・分担してチームとして協働しながら職務を担っていく必要もある。また、近年の教職員の大量退職、大量採用の影響等で教職員の経験年数の均衡が崩れてきており、それぞれの教職員のキャリアステージに応じた研修の充実が重要となっている。

校長には、意図的かつ継続的に継承されていく研究・研修体制を構築し、個々の学校経営参画意識を高めていくことが求められている。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実

- ・教職員の学び続ける姿勢を培い、専門性を発揮して実践的な指導力を高める研究・研修体制の確立
- ・教職員一人一人が研鑽を積み、求められる資質・能力を高める自己変革の実現

##### (2) 「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進

- ・学校の教育力向上を図るためにチームとして協働する組織体制の在り方
- ・それぞれのキャリアステージに応じた学校経営参画意識を高めるための方策

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する研究資料

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について  
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～  
(答申) 中央教育審議会 令和4年12月19日

#### 第I部 総論

1 令和3年答申(令和3年1月26日中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～)で示された、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- (1) 「令和の日本型学校教育」を担う教師の姿は、①環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている、②子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている、③子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。
- (2) 教職員集団の姿は、多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている。
- (3) また、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている。

#### 4 今後の改革の方向性

令和3年答申で示された理想的な教師及び教職員集団の姿を実現するためには、教師の養成・免許・採用・研修に関する制度について、今後、以下の方向性で改革を進める必要がある。

- (1) 「新たな教師の学びの姿」の実現
  - ① 子供たちの学び(授業観・学習観)とともに教師自身の学び(研修観)を転換し、「新たな教師の学びの姿」(個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」)を実現する。
  - ② 教職大学院のみならず、養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおいて、「理論と実践の往還」を実現する。
- (2) 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成
  - ① 学校組織のレジリエンスを高めるために、教職員集団の多様性が必要である。
  - ② 教師一人一人の専門性を高めるとともに、民間企業等の勤務経験のある教師などを取り込むことで、教職員集団の多様性を一層向上させる。
  - ③ 学校管理職のリーダーシップの下、心理的安全性の確保、教職員の多様性を配慮したマネジメントを実施する。
- (3) 教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保
  - ① 多様な教職志望者へ対応するため、教職課程の柔軟性を高めることが必要である。
  - ② 産休・育休取得者の増加、定年延長など、教師のライフサイクルの変化も見越し、採用や配置等における工夫が必要である。

#### 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

文部科学省 令和7年2月21日 改正

#### 五 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を推進する体制の整備

##### 1 日常的な校内研修等の充実

自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を重視した学びが一層求められていることを踏まえ、校内研修や授業研究・保育研究をはじめとする学校における様々な機会や場面を、教員等の学びとして位置づけ、活用していくなど、日常的な校内研修等を充実させる必要がある。その上で、それぞれの教員が、お互いの授業を参観し合い、批評し合うことも含め、日々の学校教育活動を通じて、「経験を振り返ることを基礎とした学び」と「他者との対話から得られる学び」を蓄積し、組織力を高めていくことが望ましい。また、教科指導に関しては、各学校において、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるため、

教科等を越えた教員同士の学び合いの機会を設定することも有効である。

## 2 学校管理職のマネジメントの下での主体的・自律的な研修の全校的な推進体制

教員の資質の向上に当たっては、校長のリーダーシップの下、職場における心理的安全性が確保されつつ、多様な教職員同士の関わり合いを軸に学校が直面する教育課題を組織的に解決することができるよう、学校組織全体として主体的かつ自律的な研修を推進する体制や教員等が学びに向き合うことができる研修環境を整えることが重要である。その際、研修主事等の研修に関する中核的な役割を担う教員の位置づけをはじめとして、当該学校の教職員集団の年齢構成等に適した校内体制が整えられるような人事配置に留意する必要がある。

## 3 研修内容が適時見直される仕組みの整備

これからの変化の激しい時代においては、二の2(3)のとおり、社会や学校を取り巻く状況の変化に的確に対応した研修内容が設定されることが重要である。そのために、四の2の指標の不断の見直しとともに、研修内容が学校現場の最新の教育課題に即した内容に適時見直される仕組みを整える必要がある。

## 4 効果的・効率的な実施方法

研修方法に関して学習効果の最大化が図られるよう、対面・集合型の研修だけでなく、同時双方向型又はオンデマンド型のオンライン研修を組み合わせるなど、実施方法の最適化を図るとともに、限られた時間や資源の中で、教員等の多忙化にも配慮しつつ、研修内容の重点化や精選なども含め、効果的・効率的な方法により行われる必要がある。

## 5 中堅段階以降も含めた研修機会の充実

法定研修以外の研修機会の更なる充実を図り、特に中堅段階以降の管理職ではない教員に対しては、中堅教諭等資質向上研修の実施後も知識・技能を刷新するための研修機会を継続的に提供できる体制を整える必要がある。また、提供される各研修の内容について、特定のテーマに沿って一連の研修プログラムとして体系化することや、「初級、中級、上級」等の段階別の研修内容を設定すること、研修プログラム同士の関連付けを行うことなど、研修内容の系統性が確保されるよう留意する必要がある。なお、当該研修機会は、研修実施者である教育委員会が提供するのみならず、大学・教職大学院等が提供したり、両者が連携・協働して提供したりすることも考えられる。

### 《具体的内容》

#### 1 教職に必要な素養に主として関するもの

- ・「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。
- ・学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。

#### 2 学習指導に主として関するもの

- ・関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。
- ・カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。
- ・各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために

必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。

### 3 生徒指導に主として関するもの

- ・子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。
- ・生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導を実践することができる。
- ・教育相談の意義や理論（心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。）を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行うことができる。
- ・キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。
- ・子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）を行うことができる。

### 4 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応に主として関するもの

- ・特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。

### 5 ICTや情報・教育データの利活用に主として関するもの

- ・学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことができる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。

## 北海道における教員育成指標

北海道教育委員会 令和5年3月

## I 教員育成指標の策定に向けて

### 3 策定の目的

本指標は、「すべては北海道の子どもたちのために」を合い言葉に、北海道の教員等一人一人の資質能力の向上を目指して策定するものです。「2 教員育成の考え方」で示す教員等の資質能力の向上を進めるためには、教員等一人一人が、教職としての目標をもって、日常の教育実践を行うとともに、教員同士が同じ方向に向かって学び合える環境を構築することが大切です。

道教委では、本指標の改訂に当たり、教員養成課程のある大学や各種校長会・PTAの代表者からなる「北海道教員育成協議会」において、「本道の教員育成の考え方」や「本道の教員等に求められる資質能力」について検討を重ねました。本指標は、本道の全ての教育関係者が、教員等の資質能力について目標を共有するため、「教育的愛情などの教職の素養」「全ての子どもたちの資質能力を着実に高めるための専門性」「学校の教育目標を組織的に達成するための連携・協働」に関わる資質能力について、向上の目安として示しています。

- ・高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて、教員が身に付けるべき資質能力を明確化する。
- ・教員一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものとする。
- ・教員が担う役割が高度に専門的であることを改めて示す。
- ・研修を通じて教員の資質能力の向上を図る目安とする。

※「国の指針」を一部抜粋し、道教委が箇条書きで整理

### 5 北海道における「求める教員像」

「求める教員像」は、大学での教員養成や現職教員の教育実践、研修などの基盤として、全ての教育関係者で共有したい姿です。例えば、北海道の教員等を志す学生にとっては、学修を進める上での方向性を示すもの、北海道の教育公務員となった教員等にとっては、実践や研修を深める上での目標となるもの、保護者や地域にとっては、北海道の教員等としての姿を理解し、学校と連携・協働する関係を構築していくためのものです。この教員像は、北海道の教員等として画一的な姿を求めるのではなく、教員等が長所や個性を生かしながら生涯にわたり資質能力の向上を図っていくた

めの目安として示したもので、一人一人の教員等が、「求める教員像」を基盤としながら、個性豊かで人間味にあふれる教員等として、子どもたちへの深い教育的愛情をもった教育の担い手となることが大切です。

【教職を担うに当たり必要となる素養に関連する観点】

○教育者として、強い使命感・倫理観と、子どもへの深い教育的愛情を、常に持ち続ける教員

【教育又は保育の専門性に関連する観点】

○教育の専門家として、実践的指導力や専門性の向上に、主体的に取り組む教員

【連携及び協働に関連する観点】

○学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員

### Ⅲ 「育成指標」を踏まえた人材育成の取組

道教委では、本指標策定の目的が達成できるよう、教員等の養成・採用・研修の一体的な充実に向けて、「求める教員像」「キーとなる資質能力」を、大学関係者や市町村教育委員会、学校、保護者等と共有し、次の取組を積極的に推進していきます。

#### 1 養成段階

教員養成課程を有する大学において、育成指標に示す「求める教員像」や資質能力等を踏まえた教員養成を促進するため、育成指標を参考にした大学カリキュラムの整備や学生が高い志をもって教職の道を選択することができるようにするための教職魅力啓発の充実について、道教委と大学の取組を推進します。

○ 実態把握

- ・道内の大学を対象とした養成カリキュラム等に関するアンケート調査
- ・学生の育成指標の認知度や大学カリキュラムへの評価に関するアンケート調査
- ・「自己診断シート」の活用による学生の資質能力に係る意識調査

○ 教職の魅力啓発

- ・大学生対象：草の根教育実習、道教委職員による大学での教職説明会 等
- ・高校生対象：教員養成セミナー、インターンシップ 等

#### 2 採用段階

様々な教育課題への対応が求められる学校現場において、子どもへの深い教育的愛情のもと、子どもの学びを支え、可能性やよさを引き出すことができる質の高い教職人材を継続的に確保するため、道内の教育関係者の意見を参考にしながら、育成指標の趣旨を踏まえた教員採用候補者選考の改善・充実を進めます。

○ 教員採用候補選考検査内容の改善

- ・教員育成協議会での協議
- ・養成段階、研修段階のアンケート結果分析
- ・庁内の検討会議 等

#### 3 研修段階

北海道教職員研修計画において、教員が育成指標に示されている資質能力を経験年数や専門性等に応じて高めていくことができる研修体系を整備し、各学校や教員の研修を促進するための情報提供を進めるとともに、客観的な指標を基に、研修の実施状況を把握し、不断の改善を図ります。

○ 北海道教職員研修計画による研修体系の整備

- ・研修履歴を活用した受講奨励の仕組みの構築による主体的な学びの促進
- ・教員等のニーズに応じた講座・コンテンツの提供による個別最適な学びの充実
- ・日常の教育活動の充実に向けた協議・演習等の工夫による協働的な学びの充実

○ 教員等への情報提供

- ・「研修Linkナビ」による多様な研修機会の周知

○ 育成指標に基づく研修状況の把握

- ・「自己診断シート」を活用した教員の意識調査（基本研修）
- ・各校種の校長会・教頭会を対象とした研修ニーズ等のアンケート調査

### Ⅲ 指導・育成

#### 第8分科会 リーダー育成

#### 研究課題 これからの学校運営を担うリーダーの育成と校長の在り方

#### 【分科会の趣旨】

現代社会は、グローバル化の進展やデジタル技術の高度化など、激しい変化が止まることのない時代を迎えている。このような中、学校には、高度化・複雑化する教育課題に的確に対応するとともに、これからの社会をたくましく生き抜き、夢や課題に新たな発想で挑戦できる子ども一人一人のよさと可能性を伸ばし、自ら考え判断し表現できる力等を確実に育成することが求められている。学びに関する高度専門職としての教職員一人一人の資質・能力を高め、学校組織としての教育力を向上させていくことが、学校運営の最重要課題である。

学校における組織力の向上には、校長のリーダーシップの下、中核的役割を果たすミドルリーダーの存在が不可欠である。大量退職・大量採用を背景として、組織の年齢構成に不均衡がみられる今、そういった人材の育成は喫緊の課題となっている。自分自身のキャリアプランに応じてミドルリーダーとしての資質・能力を向上させ、学び続ける環境づくりに努めながら、次世代の管理職人材として意図的・計画的に研修を行い、学校運営への参画意識を醸成し、学校改善を推進する力を高めていく必要がある。

また、ミドルリーダーには、学級経営や教科指導、生徒指導等を組織的に展開する企画力・運営力が求められる。さらに、若手教職員を育成し、組織運営を活性化する力、教育活動全体を見渡す広い見識と実践的指導力、調整力も必要である。こうした人材の意図的・計画的育成が重要であり、管理職人材の育成にもつながる。

本分科会では、学校教育への確かな展望をもち、実践力と応用力を身に付けたミドルリーダーや、社会の変化を敏感に捉え、自ら学び続ける管理職人材を育成していくための具体的方策と成果を明らかにする。

#### 【研究の視点】

##### (1) 学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成

ミドルリーダーは、学校組織の要となり、「チームとしての学校」をより良き方向へ導くための原動力となる。そのためには、自校の課題解決に向けて組織をまとめ、教育活動を推進するとともに、後進を育てるという強い使命感や企画力・調整力なども求められる。

校長はミドルリーダー育成に向けて、キャリアステージに即してリーダーとしての資質・能力等を高められるよう関わるのが重要である。

このような視点から、学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの意図的・計画的な育成を図る上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

##### (2) 社会の変化に主体的に関わり、自ら磨き高め続ける管理職人材の育成

管理職には、確かな教育理念と広い識見とともに、社会の変化を的確に捉え、新たな教育の方向性を示す態度と能力が求められる。同時に、あらゆる課題に柔軟かつ迅速、適切に対応するため、組織的な学校運営、外部との連携・折衝を行う人間関係調整力やコミュニケーション能力等とともに、豊かな人間性も求められる。

校長は、こうした認識に立ち、魅力ある管理職像を積極的に示しつつ、管理職を担える人材を日常的な職務による職場内教育（OJT）や職場外研修（OFF-JT）により、意図的・計画的に育成する必要がある。

このような視点から、社会の変化に主体的に関わり、自ら磨き高め続ける管理職人材の育成を図る上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第8分科会 「リーダー育成」

### 研究課題 「これからの学校運営を担うリーダーの育成と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

社会が大きく変化する中、学校には今まで以上に学力や体力、そして道徳性等を確実に育成する質の高い教育が求められている。そのためには、子どもたちの知・徳・体におわたるバランスの取れた成長を目指し、高い資質・能力を備えた教職員が指導に当たり、保護者や地域と適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開しなくてはならない。

教職員に求められる資質・能力とは、仕事に対する使命感や誇りなど教職に対する強い情熱、人間の成長・発達についての深い理解、子どもに対する教育的愛情や責任感などの豊かな人間性や社会性、そして、生徒指導力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力など教育の専門家としての確かな実践的指導力等である。その他にも、組織的に課題解決に取り組む組織運営能力も必要とされている。さらに、現在急激に進んでいる経験値の高い教職員の大量退職と若手教職員の増加による不均衡な年齢構成の中、多様化・複雑化した様々な学校課題への対応を組織で確実にやっていかなくてはならない。

こうした学校運営を具現化するために、学校には、校務運営の中核的役割を果たすためのリーダーシップや教育活動全体を見渡せる広い見識と実践的指導力、管理職と教職員間の円滑な調整力、応用力などを備えた、学校運営を支える中堅教職員の存在が不可欠である。とりわけミドルリーダーの育成は学校の活性化の生命線とも言え、組織的・計画的に育成を図っていく必要がある。

しかしながら、ミドルリーダーとなるべき年齢層の教職員が相対的に少ないことから、どの学校もその育成が課題となっている。ミドルリーダーが職場内で果たす役割とは、校務分掌において主任の補佐役として積極的に学校運営に参画することや、若手の相談役として指導助言を積極的に行ったりすること、自分が専門とする領域や得意分野の専門性を向上させることなどが挙げられる。

ミドルリーダー育成と同様に、これからの学校運営を担う管理職の発掘・育成は更に大きな課題である。校長は、管理職を担いうる人材を、意図的・計画的に育成することが求められ、日常業務を通じた職場内教育(OJT)、職場外研修(OFF-JT)、自己啓発等の様々な方策を講ずる必要がある。また、魅力溢れる管理職像を管理職候補者に積極的に示すことも大切である。

組織的な学校運営を実現する管理職には、教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整える必要があることに鑑み、学校における働き方改革を具体的に進めることも課題意識の一つとして持つことが重要である。また、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること(アセスメント)や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと(ファシリテーション)が求められる。こうした能力をもった人材は意図的・計画的に育成する必要がある。そのためには、各教職員のキャリアステージに応じた、実効性のある研修(OJT・OFF-JT)の実施が不可欠である。OJTの内容として学習指導力・生徒指導力については各職場で実施されることは多いが、アセスメント力やファシリテーション力の向上に関わる研修の機会が少ないため、ミドルリーダーや管理職を担う教職員には、これらの内容のOFF-JTへの積極的参加が重要な研修となる。

校長は、学校教育に対する期待に応えるために、研修などを通して教職員に求められる資質・能力を確実に身に付けさせ、揺るぎない信頼を確立していかなくてはならない。学校活性化のためのミドルリーダーの育成、そしてこれからの時代の学校運営を担う明確なビジョンをもつ魅力溢れる人間性豊かな管理職人材の育成を意図的・計画的に進めていかねばならない。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成

- ・ミドルリーダーに求められる資質・能力を引き出し、その育成に向けた学校づくりの推進
- ・ミドルリーダー育成に向けた人材発掘及び組織的・計画的な育成への取組

##### (2) 社会の変化に主体的に関わり、自ら磨き高め続ける管理職人材の育成

- ・管理職としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント力の向上を図る具体的方策
- ・管理職人材のアセスメントやファシリテーションの能力を高める校長の関わり

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する研究資料

## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 文部科学省 令和7年2月21日改正

### 三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

任命権者が指標を策定することとする趣旨は、教員等の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等の共通認識の下、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化することである。

また、指標は、教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示すとともに、研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安として、教員等一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰（ふかん）しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものであり、効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起することを可能とする体系的なものである必要がある。また、研修実施者が行う研修は、指標を踏まえて策定されることとなる法第22条の4の教員研修計画に基づき実施されるものであることから、教員等の資質の向上が指標を基にして図られていくものであることを十分踏まえる必要がある。

指標については、教員等の年齢構成や経験年数の状況など、様々な状況が各地域によって異なっていることを踏まえ、各地域の実情に応じたものとなるよう留意し、以下の1から4までを踏まえて策定するものとする。

#### 1 学校種・教員等の職等の範囲

指標の対象とする公立の小学校等の教員等の範囲は以下のとおりである。

- (1) 公立の小学校等の範囲は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。
- (2) 教員等の範囲は、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師である（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く）。

指標の策定に際しては、必ずしも全ての学校種ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの学校種の特性を踏まえつつ、複数の学校種について共通の指標を策定することが可能である。例えば、小学校、中学校及び義務教育学校の教員について共通の指標を策定し、特に小学校の教員に必要な事項について留意事項を付すことや、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員について、共通の指標を策定し、それぞれの教員に必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

また、必ずしも全ての職ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの職の特性を踏まえつつ、複数の職について共通の指標を策定することが可能である。例えば、複数の職に共通の指標として策定し、そのうちの特定の職に必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

加えて、同じ教諭の職であっても、特別支援学級や通級による指導、日本語指導など、特別な配慮や支援を必要とする子供に対応する教諭については、当該分野に関する専門性が特に求められることに鑑み、個別の指標を策定することや、特に必要な事項について留意事項を付すこと等の取扱いも考えられる。

さらに、教員等のキャリアパスは単一のものではなく、例えば、教諭から主幹教諭を経て管理職に至り学校運営を担う者、教諭から指導教諭に至り学校内において他の教員の指導を担う者、生涯にわたって教諭としての職務を全うし、特定の分野において高度に専門的な知識及び技能を有する者等、様々な者が存在することを踏まえ、同一の職について複数の指標を策定することも可能である。

他方、校務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教員の自律的な成長を促すべき存在である。研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等の場面においても、指導助言者である教育委員会の服務監督の

下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負う主体である。こうしたことを踏まえ、校長については、教員とは別に、個別の指標を策定することとする。

## 2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定

指標においては、教員等の成長段階に応じた資質の向上の目安とするため、学校種や職の指標ごとに複数の成長に関する段階を設けることとする。その際、必ず、新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質を第一の段階として設けることとする。その他の段階は、各地域における教員等の年齢構成や経験年数の状況等といった地域の実情に応じ、例えば、経験年数が1年から5年まで、6年から10年までといったように経験年数に着目した設定のほか、「向上・発展期、充実・円熟期」、「第1ステージ（第1期）、第2ステージ（第2期）」、「初任、中堅、ベテラン」等、必ずしも経験年数のみに着目しない設定が考えられる。

なお、校長については、必ずしも複数の成長段階を設定せずに、共通の指標を設定した上で、そのうち特定の資質に関し必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

## 3 指標の内容を定める際の観点

### (1) 校長の指標

校長に求められる基本的な役割は、大別して、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの3つに整理される。これらを果たすに当たっては、学校教育の質の向上を校長のリーダーシップの下で実現するための前提として、教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整える必要があることに鑑み、学校における働き方改革を具体的に進めることも課題意識の一つとして持つことが重要である。また、これらの基本的な役割を果たす上で、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

これらの観点を踏まえ、校長の資質について、2の成長段階に応じて向上させる観点も持ちつつ、指標の内容を定めることとする。その際、校長の採用に当たっては、面接等を含む選考試験が実施されることが一般的であることに鑑み、その選考に当たって求める能力と校長の指標との関係について、両者の趣旨の違いを踏まえつつ、整合性の確保について留意することとする。

任命権者においては、それぞれの地域におけるスクールリーダー、更には将来の学校管理職としての活躍が期待される現職教員を教職大学院に派遣しているところであり、校長の指標の策定・変更に当たっては、教職大学院との緊密な連携・協働に特に留意することが重要である。

### (2) 教員の指標

次に掲げる事項に係る資質について、2の成長段階ごとに更に向上させる観点を持ちつつ、指標の内容を定めることとする。教員に共通的に求められる各事項に係る資質の具体的内容は、文部科学大臣が別に定める。

- ①教職に必要な素養
- ②学習指導
- ③生徒指導
- ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
- ⑤ICT や情報・教育データの利活用

なお、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員にあつては、学習指導においては保育に関する事項も取り扱うことに留意するとともに、養護教諭にあつては保健管理、健康相談や保健室経営に関する事項等、栄養教諭にあつては食に関する指導と学校給食の管理に関する事項等を適宜加えるなど、上記に掲げる事項を中心としつつも、各職の特性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不必要な事項を除いたりすることが可能である。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について  
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成  
～（答申）  
中央教育審議会 令和4年12月19日

## 第Ⅱ部 各論

### 2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

#### (4) 校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化

校長に求められる基本的な役割は、校務をつかさどり、所属職員を監督することであり、その職務を遂行する上では、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの重要性が高まっている。

これらの基本的な役割を果たす上で、校長には、教師に共通的に求められる資質を基礎として、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

また、校長のマネジメントについても、学校で働く人材の多様化が進む中で、職場の心理的な安全を確保し、働きやすい職場環境を構築するとともに、教職員それぞれの強みを活かし、教師の働きがいを高めていくことが一層求められる。

他方、校務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教師の自律的な成長を促すべき存在である。今回の教育公務員特例法の改正により、新たに、研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する仕組みが導入されたが、校長は、指導助言者である教育委員会の服務監督の下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負うことになる。

こうした点を踏まえ、指針においては、校長に関する指標を別に定めることを明記した。今後、任命権者は、校長に関する独自の育成指標を策定し、副校長、教頭、主幹教諭等、将来校長になることが想定されている教師も含めて計画的な育成を図っていく必要がある。

以上のように、今後一層役割が大きくなる校長自身の学びを支援することも重要となる。その点、教職大学院とも連携した専門家など外部有識者からの学びのほか、校長同士の学び合いは、各学校におけるマネジメント能力の向上に有効であり、全国的な校長研修を通じた域内における伝達研修・協議や校長会等による自主的な研究・協議などが一層促進されるべきである。さらに、特に新任校長については、域内のネットワークを活用した先輩校長からの日常的な支援やフィードバックがあることも有効と考えられる。

また、校長等の学校管理職に対する研修の際には、受講者の360度評価や自校の教職員アンケート等を研修の前後に実施し、マネジメント面での成果確認を行うことも有益と考えられる。

文部科学省においては、今年度から、新任校長に対して、学校運営や人材育成に係るマネジメント力向上に向けた研修を実施するとともに、校長同士のネットワーク構築を図ることを目的とした、オンラインと対面を併用したハイブリッド研修をいくつかの自治体で開催しており、来年度以降、更なる展開の検討が必要である。

## 北海道における教員育成指標

北海道教育委員会 平成29年12月（令和5年3月改定）

### Ⅱ 教員育成指標について

#### 5 (3) 管理職版育成指標（管理職候補者） キーとなる資質能力⇒期待される具体の姿

##### ○管理職候補者としての学校・園経営力

- ・子ども一人一人への深い教育的愛情のもと、校長・園長の経営方針に基づき、それを達成するため、管理職や同僚、地域等と協働して実践するほか、必要に応じて企画・提案し、職場の協働体制の充実に努めている。

- 管理職としての使命感・責任感の醸成
  - ・学校教育に携わる者としての熱意や姿勢を一貫して保ち、子どもたちや同僚に対する関心と愛情・人権意識をもっている。
  - ・教育・保育の実践に当たり、国や道、市町村の教育改革の方向性や社会の変化、保護者・地域等の期待を踏まえ、経営方針の具現化に向け、教職員のリーダーとして、組織的な実践等に対する責任を担っている。
- 教育理念とリーダーシップの醸成
  - ・教育・保育に関する見識をもち、自らの教育理念を高めるとともに、個々の教職員による実践等の相談などに対応するほか、実践を通して得た成果や課題を経営方針に反映できるよう、必要な企画・提案などを行っている。
- 課題等を把握する力
  - ・課題等の把握・整理・根拠に基づいた分析の実施に当たっては、日々の実践と関連付けて確実に実行するなど、学校・園内外の共通理解を図るほか、効果的な体制づくりや方策等の企画・提案などを行っている。
- 経営ビジョンを構想する力
  - ・経営ビジョンの構想に当たり、日々の実践と関連付けて、その方向性の具現化に向けた効果的な業務の在り方や、必要な情報等を整理し提供している。
- 学校・園内外の協働体制を構築する力
  - ・経営ビジョンの具現化に向けた業務の推進に当たり、自ら実践することはもとより、管理職や同僚、地域等との協働に積極的に取り組んでいる。
  - ・また、業務を推進する中での成果や課題を関係者で共有し、副校長・副園長・教頭への報告・相談等を行うなど、取り組みの充実に努めている。
- 人材を育成する力
  - ・教職員が心理的安全性の下、資質能力を向上するための機会と仕組みを活用するほか、自らの資質能力を高め続ける姿勢を有している。
  - ・また、若手教員への効果的な指導助言をはじめ、職場で相互に高め合う雰囲気醸成、同僚の相談への対応、配慮ある助言等、ミドルリーダーとしての役割も果たしている。
  - ・さらに、日々の業務の中で、管理職と連携して、働き方改革を推進するとともに、服務規律の遵守やメンタルヘルスにも留意している。
- 保護者・地域等と協働する力
  - ・日ごろから、保護者・地域等との協働に努め、学校・園の方針を実践を通して発信するとともに、保護者・地域等の声を積極的に把握・整理して副校長・副園長・教頭に報告するほか、必要に応じた提案、同僚や保護者・地域等からの相談への対応を行っている。
- 危機管理力
  - ・日々の業務において、一連の危機対応方針・計画を意識するとともに、子どもたちや職場の小さなサインを見落とすことがないよう同僚との意思疎通に努め、必要な報告、改善提案を行っている。
  - ・また、危機発生時には、管理職の指示の下、同僚の業務をサポートし、迅速な対応を行っている。

## **教員育成指標**

（教育的愛情、使命感や責任感・倫理観、総合的人間力、教職に対する強い情熱・人権意識、主体的に学び続ける姿勢、教科等（保育）や教職に関する専門的な知識・技能、今日的な教育課題への対応力、子ども理解力、生徒指導・進路指導力、学校（園）づくりを担う一員としての自覚と協調性、実践的指導力、コミュニケーション能力（対人関係能力を含む）、組織的・協働的な課題対応・解決能力、地域等との連携・協働力、人材育成に貢献する力 等）

**【分科会の趣旨】**

多くの人命を奪った能登半島地震、東日本大震災、北海道胆振東部地震等、日本各地において特定非常災害や激甚災害となる大きな地震、水害、土砂災害等、自然災害がもたらす被害が頻発し、今後も大規模な自然災害の発生が危惧されている。また、交通事故や不審者犯罪、児童虐待等、子どもが被害者となる痛ましい事案も顕在化している。さらに、スマートフォンやSNS、オンラインゲーム等の普及に伴うネット依存、これらの利用に関わるトラブルや犯罪が増加している。加えて、感染症や熱中症への危機管理も求められている。このように、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化し、深刻さを増してきている。

こうした現状において、学校には、安全に関わる知識や危険予測、回避能力等を子どもたちに育んでいく「安全教育」、子どもたちを取り巻く環境を安全・安心に整える「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」に取り組むことが求められている。

そのため、校長は、教職員に学校安全に関する資質・能力の向上を図るとともに、各教科等を通じて安全教育・防災教育を組織的・計画的に推進し、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。

また、安全で安心な社会づくりの担い手となる子どもの育成に向け、安全教育や安全管理を円滑に進めるための校内体制の構築のみならず、家庭や地域・関係機関とのより一層の連携に努める必要がある。本分科会では、子どもたちの安全・安心を確保し、家庭や地域・関係機関と連携し対応する体制づくりや、命を守る安全教育・防災教育を推進するための具体的方策と成果を明らかにする。

**【研究の視点】****(1) 自ら判断し行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進**

自然災害は想定外の規模で発生し、事前に予測することは非常に困難である。そこで、学校では、子どもの安全を確保するための安全・防災についての学習及び多様な訓練の機会を十分に確保する必要がある。さらに、「自分の命は自分で守る。」「自ら判断して行動できる。」という二つの意識が子どもたちに育まれるよう、発達段階に応じた体験的学習を工夫し、危険予測、回避能力を育んでいくことが求められている。

そのために校長は、教職員の学校安全に関する資質・能力の向上を図るとともに、安全・防災に関する学習を指導計画に位置付け、組織的・計画的に指導し、子どもの安全・防災に係る必要な知識を身に付けさせる必要がある。また、事件・災害等の危険から自らの命を守るために、多様な場面を想定した体験的活動を取り入れるなど、子どもの判断力・行動力を高めていくための取組を推進する必要がある。

このような視点から、子どもが主体性をもって災害や事件・事故等から自らの命を守る危険予測・回避能力をはじめ、自ら判断し行動できる力の育成を図る防災教育・安全教育の推進に向けた校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育に関わる取組の推進**

学校は、子どもを取り巻く環境を安全に管理するために最大限の努力をすることが求められている。また、災害時には地域住民の避難所となるなど、地域防災の拠点となる役割を担うため、家庭や地域・関係機関との連携・協働がより重要となる。

そこで、次世代の地域防災の担い手となる子どもが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校と家庭や地域・関係機関がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、防災計画の策定と、防災訓練の実施など地域全体の防災力向上のため、地域と連携・協働した取組の推進が必要となる。

このような視点から、家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な取組を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第9分科会 「学校安全」

### 研究課題 「命を守る安全教育・防災教育の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

学校をはじめとして、家庭や社会生活における事故、誘拐や傷害などの犯罪による被害、交通事故、自然災害、ネットトラブルなど、多くの危険が子どもたちを取り巻いている。特に、地震や台風、局地的大雨のような特定非常災害や激甚災害などによる重大な自然災害の発生が懸念される。また、新たな感染症や熱中症による危機管理も求められるようになり、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化し、深刻さを増している。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要である。

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」の三つの領域からなっている。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者等により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとなっている。「交通安全」は、様々な交通場面における危険と安全が対象である。「災害安全(防災)」には、地震、津波、火山活動、風水(雪)害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれている。学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養うことが求められている。安全教育は、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要であり、特に、子どもの安全を確保するためには、子ども自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要がある。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に提起し、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、加えて、望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、児童生徒等の発達段階に応じ、この二つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われる。

各学校においては、子どもの時期から自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて、防災教育をはじめとした安全教育への取組を行う必要がある。また、自然災害等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、知識のみならず実践的な防災教育も重要となっている。

次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し自他や社会のために行動できるよう、学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携・協働した防災計画の策定や訓練等の推進が必要となる。

校長は、教職員に学校安全に関する資質・能力を身に付けさせるとともに、各教科・領域等を通じて安全教育・防災教育を計画的・組織的に推進し、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。また、安全で安心な社会づくりの担い手ともなる子どもを育成するために、家庭や地域社会との連携に努めていかなければならない。

#### 2 「研究主題」を究明する視点

##### (1) 自ら判断し行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進

- ・安全教育・防災教育に関する教職員の資質・能力の向上を図るための取組
- ・自らの命を守る判断力・行動力を高め、危機回避能力を育む安全教育・防災教育の充実

##### (2) 家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育に関わる取組の推進

- ・子どもを含む地域全体の防災能力向上を図るための組織的・計画的な取組の在り方
- ・安全で安心な社会づくりの担い手となる子どもを育成する家庭や地域・関係機関との連携・協働の推進

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

「学校保健安全法」

平成 28 年 4 月施行

#### 第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第 26 条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第 29 条第 3 項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第 1 項及び第 2 項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第 28 条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第 30 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

令和 6 年度

文部科学白書

文部科学省

#### 第 2 章 初等中等教育の充実

#### 第 11 節 子供の健康と安全

#### 3 学校安全の推進

##### (1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成 21 年 4 月に施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、「学校安全の推進に関する計画」を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。また、令和 4 年 3 月 25 日に 4 年度から 8 年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第 3 次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。本計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性の向上、地域等との連携・協働、子供の視点を加えた安全対策の推進、実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げてい

ます。

## (2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成する際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）等を作成し活用を促しています。

また、令和4年9月に発生した静岡県牧之原市における通園バスへの幼児置き去り事案を踏まえて、関係府省と連携して「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめ、学校保健安全法施行規則を一部改正し、送迎用バス利用時の所在確認や、幼稚園や特別支援学校における安全装置の装備の義務付けを図るとともに、バス送迎における安全の確保に努めました。さらに5年3月に発生した埼玉県戸田市における中学校への不審者侵入刺傷事案を踏まえて、各学校の設置者による危機管理マニュアルの総点検とともに、オートロックシステム等の整備について補助事業の拡充を行うなど、不審者の学校侵入防止対策に努めています。

また、令和6年3月には、教職員の負担を軽減しつつ質の高い安全点検を実現するための「学校における安全点検要領」を策定するとともに、「学校事故対応に関する指針」について、「事故に備えた組織的な取組」、「重大事故の国への報告」、「事故発生時の対応」の観点から、その実効性の向上を図る改訂を行いました。

令和7年3月には、学校安全の取組の実効的かつ継続的なものとする観点から、学校安全を推進するための地域等との連携や組織体制の在り方等について検討を進め、「学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりに向けて～審議のまとめ」を取りまとめました。

## (3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、点検の結果対策が必要と確認された箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

## (4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けられるよう実践的な安全教育を推進する必要があります。

文部科学省は、平成31年3月に、学校安全の総合的な参考資料である「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。また、令和2年3月には教職員の学校安全に関する資質・能力の向上に資するため、教職員のキャリアステージに応じたeラーニング教材を開発し、内容を更新しつつ提供しています。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を踏まえて、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。

このほか、各地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考

にできるよう、文部科学省や各地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイトを開設し、平成28年4月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトにて公開しています。

## 第3次学校安全の推進に関する計画

文部科学省 令和4年3月25日

### はじめに（抜粋）

我が国は、近い将来に発生が懸念第9分科会 首都直下型地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。また、学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化している。

このような中、学校は、児童生徒が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提である。

また、児童生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められる。

### I 総論

学校安全の活動は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の各領域を通じて、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを旨とする「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを旨とする「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。特に、組織活動については、安全教育と安全管理を相互に関連付けるものであるとともに、校内体制の構築のみならず、学校安全に関わる活動の担い手となりうる学校外の多様な主体との連携が求められるものである。

### II 学校安全を推進するための方策

#### 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

##### (1) 家庭、地域との連携・協働の推進

登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることも、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。また、「子供の安全」について、学校と児童生徒等・家庭・地域の関係者それぞれの役割を確認する場を設けることで、例えば、地域ごとに実施される防災訓練において児童生徒等の役割が設定され、児童生徒等が主体的に安全の確保に向けて取り組むことにつながるなど、学校と地域の連携・協働と学校安全の双方が推進されることも期待できるものである。このため、学校は、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動16などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。国は、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校と地域の連携・協働による安全教育の充実が図られるよう、学校安全に関する知識・経験を有する地域人材の育成を支援する。また、国は、学校における学校安全の取組の質の向上に向けた専門的知見の更なる活用を推進するため、地域の大学等の研究機関や専門機関と連携し、各地域における外部専門家の活用に関するモデル的な取組を支援する。

また、例えば、学校での安全点検や児童生徒等の見守り活動、学校の所在する自治体における通学路の交通安全の確保に関する推進体制等においてPTA等の参画を推進するなど、子供や保護者の視点からの取組を推進する。国は、子供の見守り活動等に参画する地域の人材確保が課題となっている実情も踏まえ、地域と連携した学校安全の取組について情報収集や調査研究等を行うことなどを通じて、効率的で継続が可能な取組について検討し、その普及を図る。

### 3. 学校における安全に関する教育の充実

#### (1) 安全教育に係る時間の確保

我が国は、地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多く、いつでも暮らしていても自然災害に遭う可能性がある。一度発生すれば甚大な被害を被る自然災害から命を守るための安全教育の重要性について学校関係者は改めて認識を強く持つべきである。安全教育においては、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することや、東日本大震災の教訓も踏まえ、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成することが重要である。学校における安全教育のための時間の確保については、その必要性が第1次計画の策定時から指摘されているところであり、地域によっては、安全教育に取り組む時間数を設定することを推進する取組も見られている。国は、学習指導要領の下、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例を周知することや「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を定期的に把握し、公表していくことにより、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組むことを推進する。

#### (2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実（防災教育の重要性・必要性）（抜粋）

甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年余りが経過し、震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されている。日本国内は、いかなる場所においても大きな地震が起こり得るものであり、予期せぬ地震の発生に対する備えは、学校の所在地に関わらず取組を進める必要がある。

また、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響も受けた、豪雨、台風による河川の氾濫、土砂崩れなどの気象災害の激甚化・頻発化、さらには火山災害などが懸念されている。各自治体においては、地域の災害リスクを踏まえ、ハザードマップを適時適切に見直すことが重要である。学校においては、これらの最新のハザードマップなども活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭くとらえるのではなく、どのような児童生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

## 「生きる」力をはぐくむ学校での安全教育

文部科学省 平成31年3月

### 1 学校安全の定義（抜粋）

#### (1) 学校安全のねらい、領域、活動

学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義。以下同じ。）」の3つの領域が挙げられる。

- ① 「生活安全」：学校家庭など日常生活で起こる事件、事故を取り扱う。誘拐や障害などの犯罪被害防止も含まれる。
- ② 「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、自己防止が含まれる。
- ③ 「災害安全」：自身・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

**【分科会の趣旨】**

子どもを取り巻く環境は急激に変化し、学校が対応しなければならない危機は、風水害などの自然災害のみならず、様々な感染症や食物アレルギー、大気汚染被害の課題など多岐にわたっている。さらに、いじめや不登校、暴力行為等、生徒指導上の問題は依然深刻な状況となっており、児童虐待・ヤングケアラーの増加やスマートフォンによるネットいじめなど様々な課題が生じている。

学校は、子どもが安全に集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であるとともに、生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、子どもの安全の確保が保障されることが不可欠の前提である。

そのため、学校には、子どもの安全を守り、安心して学習や諸活動に取り組むことができる環境を整備することが求められる。さらに、事件・事故等の未然防止や適切な対応など学校危機管理体制の確立とともに、教職員及び子ども一人一人が危機対応力を高めていけるよう努めなければならない。

校長は、教職員が様々な危機に対応できるように、危機管理意識を高めるとともに、学校の危機管理体制の充実・改善を進めていく必要がある。また、日常的に起こりうる危機を想定しながら、保護者や地域、関係機関との連携・協働を図り、共に子どもの安全・安心を確保していく体制づくりを推進することが重要である。

本分科会では、多岐にわたる様々な危機から子どもの生命と安全を守る対応の在り方と危機の未然防止のための具体的な方策や危機管理能力の育成、組織体制づくり、関係機関との連携・協働等、校長の役割と指導性、リーダーシップについて明らかにする。

**【研究の視点】****(1) いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり**

いじめや不登校等への対応は学校における重要課題であり、組織的対応が求められる。学校は、教職員間で情報を共有し、「いじめ防止基本法」に基づく予防的な取組を進めるとともに、発生時には迅速な組織的対応が必要である。また、子どもが道徳性や規範意識をもち、いじめ防止等に主体的に向かう態度を育む取組を推進することが重要である。

いじめや不登校等の問題は深刻化しており、学校はスクールカウンセラーや関係機関と連携した支援体制を確立することが求められている。さらに、いじめや不登校等の問題への学校の取組について、保護者や地域等に適切に説明し信頼関係を構築することが重要である。

校長はこのような視点に立ち、いじめや不登校等の問題への適切な対応と、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり**

学校は、自然災害や感染症、事件・事故等の様々な危機へ備え、教職員の共通理解の下、組織的で機動的な対応体制を構築することが求められる。加えて、子ども自身が危機に対応する力を育む教育も不可欠であり、災害時の適切な行動や、不審者対応の能力を身に付けさせることが重要である。

校長は、学校の危機管理マニュアルや学校安全計画を更新し、研修を実施することで、より一層教職員の危機意識や危機対応能力を高めることが求められている。また、緊急時における組織体制づくりや保護者・地域との信頼関係を構築し、外部人材や関係機関との連携・協働することで、危機管理体制の強化を図ることが重要である。

このような視点に立ち、教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくりを推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第10分科会 「危機対応」

### 研究課題 「様々な危機への対応、未然防止の体制づくりと校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

子どもたちを取り巻く社会的な環境は日々激しく変化し、子どもたちの心身に大きな影響を与えている。家庭においても、少子化や核家族化を背景に、兄弟姉妹が切磋琢磨し、祖父母から継承的な文化を学ぶといった生活体験が減少してきている。また、児童虐待やヤングケアラーの増加等の問題が指摘されている。さらに、地域社会においては、地縁的な連帯が弱まり、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、子どもたちの心の糧となる生活体験や自然体験・社会体験など地域における体験活動が失われてきているといわれている。

このような環境で育ってきている今日の子どもたちは、社会性や自己責任の観念が十分に育まれず、反社会的な行為は子どもであっても許されないという認識が身に付いていない傾向が見られる。また、他者を思いやる温かい気持ちをもつことや、望ましい人間関係を築くことが難しくなっているとも言われ、子どもたちの生活に情報機器が普及・浸透することなどにより、子どもたちが多種多様な情報に接したり発信したりすることが容易になってきている。そのことがスマートフォンなどによる「ネットいじめ」に代表されるように、子どもたちの望ましい人間関係の構築を阻害し、いじめや不登校という現象の表出にもつながっていると考えられる。

このような憂慮すべき問題を直視し、幅広い観点から心の問題を見直し、社会全体が一体となって必要かつ適切な取組を進めていくことが今日の喫緊の課題となっている。

また、学校における危機管理とは、

- (1) 児童生徒及び教職員の安全を確保すること
- (2) 学校と児童生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと
- (3) 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること

を目的として、危機を予知・回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるために適切な対応をとることである。

校長は、教育目標を達成するために欠くことのできない重要な機能の一つとして健全育成を捉え、教育課程における特定の領域や内容に偏ることなく、学校の教育活動すべてにわたって十分に作用させるようにすることが必要である。また、日常的に起こりうる危機を想定した家庭や地域・関係機関との連携・協働体制を確立しておくとともに、あらゆる教育活動の場面で、全教職員の協働的な取組を展開するようにリーダーシップを発揮することが求められている。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) いじめや不登校等への適切な対応と体制づくり

- ・子どもの悩みや相談などの情報を学校全体で共有し、チームで対応するための組織づくり
- ・いじめや不登校の未然防止に向けた望ましい人間関係を育む教育活動の推進

##### (2) 教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり

- ・教職員の危機意識・危機対応能力を高めるための研修や組織体制づくり
- ・地域や家庭・関係機関との連携・協働を図り、児童の自主性と連帯性を育むための校長のリーダーシップ

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

#### 生徒指導提要

文部科学省

令和4年12月

## 第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導

### 第4章 いじめ

#### 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりします。

さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。予兆に気付いた場合には、被害(被害の疑いのある)児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけます。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどが目指されます。

各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。

##### 4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導(抜粋)

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となる必要があります。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われます。

したがって、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができます。その際、児童生徒の基本的な人権に十分に配慮しつつ、次のような点に留意することが重要です。

- ①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
- ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- ③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

##### 4.3.2 いじめの未然防止教育(抜粋)

###### (1) いじめる心理から考える未然防止教育の取組

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが、いじめの未然防止教育として重要です。

###### (2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級・ホームルームへの安心感を育み、学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させることが重要です。

###### (3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

児童生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要です。

##### 4.3.3 いじめの早期発見対応(抜粋)

###### (1) いじめに気付くための組織的な取組

主ないじめ発見のルートとしては、・アンケート調査 ・本人からの訴え ・当該保護者からの訴え ・担任による発見などが挙げられます。アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫が必要です。

###### (2) いじめへの対応の原則の共通理解

- ① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
- ② 被害者のニーズの確認
- ③ いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④ いじめの解消

##### 4.3.4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実践(抜粋)

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められます。

ケース会議においては、①アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行い、②アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行います。

ケース会議後に、③被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、④指導・援助プランを実施し、さらに、⑤モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う、という流れになります。

## 第10章 不登校

### 10.3 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造

#### 10.3.1 不登校対策につながる発達支持的生徒指導（抜粋）

##### (1) 魅力ある学校づくり・学級づくり

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級・ホームルームが安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要です。児童生徒が、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級・ホームルームづくりを目指すことが求められます。

##### (2) 学習状況等に応じた指導と配慮

「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」を心がけることで、全ての児童生徒が、学業への意欲を高めたり、学級・ホームルームでの自己存在感を感受したりすることが可能になります。

#### 10.3.2 不登校対策としての課題未然防止教育（抜粋）

##### (1) SOSを出すことの大切さ

児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育の推進が求められています。それに加えて、養護教諭やSC、SSWを活用した心身の健康の保持増進に関する教育や保護者を対象とした親子関係や思春期の心理等について学ぶ学習会などを併せて実施していくことが重要です。

##### (2) 教職員の相談力向上のための取組

児童生徒が発するSOSを受けとめるためには、教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行い、教職員の意識改革を目指すことが求められます。

他方、児童生徒の健康状況や気持ちの変化等を可視化するためのツールの開発も進められつつあります。そうしたツールを有効に活用するためにも、学級・ホームルーム担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、SCやSSWなどが連携して、多角的・多面的な児童生徒理解を可能にする教育相談体制を築くことが重要です。

#### 10.3.3 不登校対策における課題早期発見対応（抜粋）

##### (1) 教職員の受信力の向上と情報共有

児童生徒理解は、児童生徒の日常に継続的に関わる教職員だからこそできることであり、毎日見ているという強みを生かして、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くことも可能になります。そのためにも、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係や、学業成績まで、幅広い事項について児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くしておく必要があります。

##### (2) 保健室・相談室との連携

児童生徒の話を受け止める養護教諭や教育相談コーディネーター、SC、SSW等と学級・ホームルーム担任、教科担当教員等が連携し、適切に情報を共有することで、心身に不調のある児童生徒を早期に把握し、継続的に休み始める前に関わることが可能になります。

##### (3) 保護者との日頃からの関係づくり

児童生徒は学校や家庭、地域等において様々な人間関係の中で生活しています。不登校の予兆の早期発見・対応において教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠と言えます。一方で、児童生徒が不登校になることで不安や焦りを感じている保護者へのカウンセリング等を通じた支援も重要です。

### 10.3.4 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導（抜粋）

#### (1) ケース会議による具体的な対応の決定

休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級・ホームルーム担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等とともに、SC、SSW等とも連携の上、ケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、実効的なチーム支援の体制を構築することが求められます。また、次の一歩となる具体的な支援方法（校内での支援体制で支えるのか、学校外の関係機関の力を借りるのか、その場合は、具体的にどの機関と連携するのか等）まで検討することが肝要です。

#### (2) 校内における支援

教室に居場所感が持てない児童生徒の避難場所として、また一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思った際の通過点として、別室登校を行うことは珍しくありません。（中略）

教室とは別の場所に校内教育支援センター（いわゆる校内適応指導教室）を設置し、学習支援や相談活動を行う学校も見られます。

#### (3) 家庭訪問の実施

#### (4) 校外の関係機関等との連携

個々の不登校の状態や背景要因を適切にアセスメントし、教育センター相談室、教育支援センター、フリースクール、児童相談所、クリニックなど、その児童生徒に合った関係機関につなぐ支援が必要になる場合もあります。（中略）児童生徒を多様な学びの場につなぐ支援も必要です。

#### (5) 家庭や保護者を支える

## 第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

文部科学省

令和4年3月25日

## Ⅱ. 学校安全を推進するための方策（抜粋）

### 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実

### 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

### 3. 学校における安全に関する教育の充実

### 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

### 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）

### 第3章 学校における安全管理

#### 第1節 学校における安全管理の考え方 ポイント

- 学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。
- 安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実効的なものとする必要がある。

#### 第2節 事故等の未然防止のための安全管理 ポイント

- 事前の安全管理は、事故等の未然防止と事故発生後の的確な対処への備えの両面がある。
- 全ての学校及び全ての教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場面を抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。

#### 第3節 事故等の発生に備えた安全管理 ポイント

- 事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。
- さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

#### 第4節 災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）（抜粋）

##### 1 緊急連絡体制の整備

学校及び周辺で起こり得る様々な災害について、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切である。

##### 2 緊急対応体制の整備

それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためには、防災体制の役割分担はもちろんのこと、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解を得ておく必要がある。

##### 3 避難が必要な場合

災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。（中略）教育活動として実施する避難訓練とは別に、事前に危機管理マニュアルに基づいた実践的な訓練を実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、訓練の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておく必要がある。

#### 第5節 事後の対応と学校事故対応 ポイント

- 危機が一旦おさまった後、速やかに児童生徒等の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。
- また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。
- さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

## 【分科会の趣旨】

今日、人口減少や少子化・高齢化、家族形態の変容、SNSの発達等、ライフスタイルが多様化する社会の中で、直接的な人と人との関わりが希薄化する傾向が一層強まっている。さらに、家庭の価値観の多様化や地域コミュニティの変化により、子どもたちの人間関係を育み広げる機会が減少した。こうしたことが要因となり、子どもたちが地域の中で社会性を高めることが難しい時代を迎えている。

このような情勢の中、学校は、子どもたちに直面する問題に正面から向き合おうとする強い意志を培い、社会を構成する一員としてあらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらその解決に取り組み、持続可能な社会の創り手を育むことが求められている。

加えて、学校が地域コミュニティの核となり、社会とどう関わり、どのように貢献していけるかを考えた学校づくりを進めていくことも求められている。

そのような学校づくりを実現するためには、子どもたちが考え行動するプロセスを重視し、地域の歴史や文化、産業などの特色を生かした豊かな体験活動を積極的に取り入れ、組み立てることが大切である。また、全ての教育活動をキャリア教育の視点から捉え、幅広い学力、コミュニケーション能力や規範意識等、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を高めていく教育課程を編成し、働く意義や目的を探求し、自分なりの勤労観・職業観を形成していくことも重要である。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、「社会に開かれた教育課程」の編成と実施に向け、子どもたちに、各教科等で身に付けた知識や技能等を基に、よりよい社会の形成に向け、主体的に社会に参画し、課題を解決する力や態度を養うための具体的方策と成果を明らかにする。

## 【研究の視点】

## (1) 持続可能な社会の創造に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進

学校は、子どもたちが社会の仕組みを理解し、自立した社会人として生きていくために必要な資質・能力を育むとともに、社会に貢献しようとする態度の育成を目指している。そのためには、地域を対象として、地域の人的・物的資源を活用し、体験的学習や問題解決的な学習を積極的に組み立てる必要がある。また、積極的に地域住民の学校運営への参画意識の醸成に努め、目指す子ども像を共有し、共に子どもたちを育む関係を築いていくことが求められる。

校長は、こうした認識の下に、積極的に地域の人的・物的資源を活用し、体験的で問題解決的な学習を教育課程に組み込み、編成する必要がある。また、地域住民の学校運営への参画意識の醸成に努め、目指す子ども像を共有し、共に子どもを育む教育を推進していくことが求められている。

このような視点に立ち、多様な人々と協働して主体的に社会に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付けることができる教育活動を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## (2) 地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進

小学校におけるキャリア教育は、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を養うことを目的としており、発達の段階に応じて組織的かつ計画的に推進していくものである。

これを踏まえて、学校においては、体験的な学習活動を充実させるとともに、家庭・地域社会との連携・協働を図りながら、子どもたちが様々な人々や社会との関わりをもてるよう工夫していかなければならない。また、そのような活動を通して社会生活の基本的ルールを身に付け、社会の中での自己の役割を認識し、働くことの意義や夢をもつことの大切さを理解できるようにすることが求められている。

このような視点に立ち、教育活動全体を通じて、生まれ育った地域に誇りと愛着をもち、豊かな未来社会の実現に貢献する力を育むキャリア教育を推進する上で、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第 11 分科会 「社会形成能力」

### 研究課題 「持続可能な社会を創造する力を育む教育活動の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題や先見性、意識改革の必要性についての解説

近年、少子化、人口減少、AI 技術の急速な発展等、社会の複雑化と変動はかつてない速度で進行し、子どもを取り巻く環境も大きく変化している。とりわけ、少子化の進展や家族形態の変容などによる家庭の養育姿勢や地域コミュニティの変化に伴い地域活動への参加機会は減少し、子どもたちが社会性を高めたり、人間関係を育み広げたりする機会は減少傾向にある。

このような中で、「持続可能な社会を創造する力」を育成することは、学校教育に課せられた極めて今日的な課題の一つである。学校は、知識の習得だけではなく、体験的学習や問題解決的な学習の充実、他者と協働した取組、地域との連携等を通し、子どもたちが自立した社会人として生きていくために必要な資質・能力を育むとともに、社会に貢献しようとする態度の育成を求められている。

最近の教育情勢からも、将来を担う子どもたちの豊かな未来づくりを図る、「社会形成能力」の育成を求める内容の記述を目にする機会は多い。一例としては、下記のようなものがあり、このような力の育成の重要性を知ることができる。

- ・自分の能力や可能性を信じ、あらゆる多様な人々を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越えていく生き抜く力の育成が求められている  
(全連小 研究主題 解説より)
- ・子どもたちが「多様な人々と協働しながら北海道の未来を切り開く持続可能な社会の創り手として成長していくことができるよう、必要な資質・能力を育む教育行政」を推進する  
(北海道教育委員会「教育行政執行方針」より)

「社会形成能力」とは、多様な人々の考え方や立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ多様な人々と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。この力は、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍している社会との関わりにおいて様々な他者を認めつつ、協働していく力である。また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応することのみならず、自ら新たな社会を創造・構築していく資質・能力が求められている。さらに、人や社会との関わりは、自分に必要な知識、能力、態度への気付きだけでなく、将来の自分への夢や希望を与えてくれるものであり、自らを育成する上でも影響を与えるものでもある。具体的な例としては、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力等があげられる。

また、子どもたちに将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには学校で学ぶことと社会とのつながりを意識させることも重要である。そのために校長は、「社会に開かれた教育課程」の意味合いを十分に自覚し、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験などのキャリア形成に関わる啓発的な体験活動、道徳科における学習の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて系統的、発展的に教育課程に位置付け、編成・実施・評価・改善していくことが必要である。

校長は、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちが、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会の活動に積極的に参画し、課題を解決していく力や態度を養うよう、リーダーシップを発揮して教育課程を編成していくことが必要である。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 持続可能な社会の創造に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進

- ・課題を自分事として捉え、仲間と協働する体験活動や問題解決的な学習の充実
- ・主体的に社会の活動に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付ける教育活動の推進

##### (2) 地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進

- ・地域への理解と関わりを深め、主体的に関わろうとする態度の育成を目指した教育課程の編成
- ・豊かな未来社会の実現に貢献しようとする力を育む、キャリア教育の推進

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する資料

#### 学習指導要領等解説 総則編

文部科学省 平成 29 年 6 月

#### 第 4 節 児童の発達の支援

##### 1-(3) キャリア教育の充実

○ 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること

学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」との混同により、特に進路に関連する内容が存在しない小学校においては、体系的に行われてこなかったという課題もある。また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないかと、といった指摘もある。

こうした指摘等を踏まえて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。さらに、本改訂ではキャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を設けている。その実施に際しては次の 2 点に留意することが重要である。

一つ目は、総則において、特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置づけた趣旨を踏まえることである。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要である。

二つ目は、学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することにより設けたものであるということである。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動である。中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、夢を持つことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育を効果的に進めていくためには、校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要である。また、キャリア教育は、児童に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、職場見学や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童を育てていくことが求められる。さらに、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が児童の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

## 第4章 初等中等教育の充実

## 第5節 キャリア教育・職業教育の推進

## 1 キャリア教育の推進

## (1) 初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。このような中で現在の若者と呼ばれる世代は、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において困難に直面していると言われてしています。

こうした状況に鑑み、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。小・中・高等学校の新学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることについて明示されています。このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。

例えば、児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材である「キャリア・パスポート」について、活用を促すとともに、小学校キャリア教育の手引きを改訂し、文部科学省のホームページに公開しました。

〈令和4年度実施施策〉

1. チャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した、小・中・高等学校等における起業体験の推進
2. 厚生労働省、経済産業省と連携した「キャリア教育推進連携シンポジウム」の合同開催
3. キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」や、学校、地域、産業界、地方公共団体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省と共同実施）を実施し、先進的な取組を全国へ普及・啓発等を通じ、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を推進しました。

## (2) 職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、

1. 異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、
2. 生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、
3. 学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、
4. 職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となること

など、極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立中学校における職場体験は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年度の実施率が28.5%と、元年度（前回調査時）の実施率97.9%より大きく低下しています。また、公立高等学校（全日制及び定時制）における3年度の実習実施率52.9%と、元年度（前回調査時）の実施率85.0%より低下しています。職場体験やインターンシップには、高い教育効果が期待される中、実施率の向上が今後の課題となります。

## 第2章 北海道の現状と課題

### 2 子どもたちや教育の現状

#### (5) キャリア教育

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要となっています。こうした中、進学や就職などの進路の目標が決まらないまま卒業を迎える生徒が一定程度いることから、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるよう、小・中・高校におけるキャリア教育を充実させることが求められています。このため、児童生徒がキャリア・パスポート等を活用しながら、自らのキャリア形成を見通したり振り返ったりするなど、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などの充実により、産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けさせるため、関係機関等と一体となって教育活動全体を通じた組織的かつ計画的なキャリア教育を実践することが重要です。特に、高校の職業学科においては、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、「社会に開かれた教育課程」の改善・充実を図りながら、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人を育成することが必要です。

## 第4章 施策【施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進】

### 7 キャリア教育の充実

<施策の方向性～10年後を見据えて～>

- 社会的・職業的自立に向け、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポートを活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を実践します。
- 進学希望者が多い普通科高校等においても勤労観・職業観を育成するため、大学・大学院での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学や研究施設等の専門機関におけるアカデミック・インターンシップを推進するなど、計画的な就業体験を促すキャリア教育を実践します。
- 産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けた人材を育成するため、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、地域と学校が一体となった教育課程の改善・充実を図りながら、持続的な成長を促す産業教育を実践します。
- 高校においては、進路目標が定まらないまま卒業する生徒が存在することや、就職後3年以内に離職する割合が全国に比べて高い状況にあることから、キャリアプランニングスーパーバイザーによる学校支援を行うなど、生徒の自己肯定感を高め、職業意識を向上させるための就職指導の改善・充実を図ります。

<主な取組>

- キャリア・パスポート等を活用したキャリア教育の推進
  - ・ 家庭・地域など一体となり学校の教育活動全体を通して行う組織的かつ計画的な進路指導の強化
  - ・ 主体的に進路選択ができるよう、小・中・高校におけるキャリア・パスポート等の活用の促進
  - ・ 起業家的資質・能力の育成など、社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する学習活動の推進
  - ・ 児童生徒が自身の変容や成長を自己評価する学習活動を促進
- 就業体験活動（インターンシップ）の充実
  - ・ 勤労観・職業観を育成する就業体験活動等の体系的な指導の強化
  - ・ 進学希望者が多い普通科高校に、アカデミック・インターンシップを含む就業体験活動の推進
  - ・ 大学や専修学校などの卒業が前提となる資格を要する職業にも拡大した就業体験活動の推進
- 地域や産業界と高校が一体となった社会に開かれた教育課程の推進
  - ・ 産学官が一体となった教育課程の改善を図る職業人材育成システム\*の強化
  - ・ 産業界等と連携し、学びの場を学校外に確保した職業教育の推進
  - ・ デジタル化に対応した最先端の知識や技術を習得する実践的な職業教育の充実

### 第3章 小学校におけるキャリア教育

#### 第1節 小学校におけるキャリア発達

##### (2)各学校におけるキャリア発達の課題の具体的な捉え方

キャリア教育は、一人一人のキャリアが多様な側面をもちながら段階を追って発達していくことを深く認識しつつ取組を展開するところに特質がある。また、キャリアは、発達の段階やその発達課題の達成と深く関わりながら、段階を追って発達していくものである。よって、一人一人のキャリア発達を促進させるためには、まず、各学校において目の前の児童の現状を踏まえ、必要とされる能力を意図的に育成していくことが求められる。その上で、各学年団の前後の関係を理解することや、中学校の時期におけるキャリア発達との関連を捉えることなど、時系列的な関連性を理解し、継続的・系統的な指導を行うことができるようにすることが大切である。各学校において、キャリア発達の課題を明確にし、キャリア教育を通して身に付けさせたい能力を設定するためには、児童の現状を把握する必要がある。その際には、現状を数値化して把握する「定量的な把握」と、数量的な計測結果には現れにくい質的な側面について把握する「定性的な把握」の双方が不可欠である。

#### 第2節 教育課程との関りにおけるキャリア教育

##### (1)児童の現状を踏まえた具体の能力の設定の取組

キャリア教育の実践に当たっては、一人一人の児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようにすることが求められる。その際、身に付けさせたい資質・能力の中核となるのは、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力によって構成される基礎的・汎用的能力である。本書第1章第5節において解説されているとおり、これら四つの能力は、相互に関連・依存した関係にあり、これらの能力をすべての者が同じ程度あるいは均一に身に付けることを前提に構想されたものではない。これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるかは、学校や地域の特色や児童の発達の段階によって異なると考えられ、各学校においては、この四つの能力を参考にしつつ、それぞれの課題を踏まえて具体の能力を設定し、工夫された教育を通じて達成することが望まれる。それゆえ、前節で整理したとおり、各学校においては「定量的な把握」と「定性的な把握」の双方を通して自校の児童たちの現状を捉え、それを基盤としつつ、それぞれの学校教育目標や教師や保護者の願いを視野に収めながら、「目の前のこの子たち」にふさわしい具体の能力、すなわち、キャリア教育を通して身に付けさせたい力を設定する必要がある。その際特に重要となるのは、各学校において身に付けさせたい力が、卒業時の到達目標として「〇〇することができる」「〇〇する」など、実際の行動として現れるという観点に立って表現されていることである。このような目標設定がなされることにより、卒業までに児童が身に付ける能力の全体像を描くことが可能となり、また、「できるようになったかどうか」というアウトカム評価をすることも可能となる。従来、キャリア教育の目標を設定する際には、「望ましい職業観・勤労観を育成する」「たくましく生きる力を高める」など、多様な解釈の余地を残す抽象度の高い表現が用いられることも少なくなかった。そのため、キャリア教育の取組を通して目標がどれほど達成できたかという検証も自ずと困難とならざるを得ず、検証を通して明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）を確立することも難しかったと言えよう。キャリア教育は、各学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにし、日々の教育活動全体を通して達成させることを目指すものである。各学校がこの視点に立って教育の在り方を幅広く見直すことにより、教職員にそれぞれの学校の教育の理念と進むべき方向が共有されるとともに、教育課程の改善が促進される。そして、その基盤となるのが、先述した目の前の児童の現状を踏まえた具体の能力の設定である。

### 【分科会の趣旨】

現在、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現が求められている。共生社会とは、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人々が互いの人権を尊重し合い、共に力を合わせて生活していくことができる社会である。そして、多様な人々と協働しながら新たな価値を生み出し、様々な分野での共生社会の創り手となっていくことが求められている。そのためには、子ども一人一人の自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むことが大切である。それとともに、互いに仲間として支え合いながら、よりよい社会を築いていこうとする「共生」の態度を養うことも重要である。

そこで、学校は、障がいの有無とともに、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを向上させることのできる教育環境を整備していかなければならない。そして、誰もが自立し互いに尊重し合える共生社会を築くために、個々の状況に応じた子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する必要がある。このような視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、資質・能力を育成し、生活や学習上の困難を改善または克服できるよう特別支援教育を発展・充実させていくこと、そして、子どもの自己肯定感を高め、「自立する力」と「共生」の態度を育み養っていくことがたいへん重要である。

校長は、このような「自立と共生」の社会づくりにおける学校の役割の大きさについて教職員の理解促進と専門性の向上を図りながら、カリキュラム・マネジメントの確立や、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備、地域の医療・福祉といった関係機関との連携、家庭・地域への理解啓発などをより一層推進させていかなければならない。

本分科会では、このような「自立と共生」の視点で、社会づくりにおける特別支援教育の役割について共通認識に立ち、校長のリーダーシップの下、子どもの自立と社会参加を図る特別支援教育や多様な人々と共生し協働する資質・能力を育む教育を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

### 【研究の視点】

#### (1) 持続可能な社会と幸福な人生を創る力を育てる特別支援教育の推進

共に支え合う共生社会、持続可能な社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず共に活動し共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築と、子どもの自立と社会参加の一層の推進が求められている。そして、子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導・支援を必要な時に提供できるようにしていくことが重要である。

校長は、きめ細やかな質の高い指導・支援の充実を目指し、連続性のある多様な学びの場の充実と校内支援体制の整備とともに、子どもたちが地域社会の構成員であることを学ぶ地域社会での交流や学習の推進を図る必要がある。また、医療・福祉等の関係機関との連携を強化し、全ての子どもがその能力を十分に発揮できる学習環境の整備に努めることも重要である。

このような視点に立ち、子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

#### (2) 多様な人々と協働する資質・能力を育む教育の推進

子どもたちには、「共生社会」の創り手として予測できない変化に主体的に向き合い、自らのよさを認識するとともにあらゆる他者を価値ある存在として尊重することや、自らの可能性を発揮し多様な人々と協働して課題を解決していく力を身に付けることが求められている。

校長は、多様性の尊重、他者への共感や思いやりの心を子どもに培っていくこと等を通して、多様な人々と協働する資質・能力を育めるようカリキュラム・マネジメントに努めなければならない。また、家庭や地域への理解・啓発を図り、連携して子どもを育てていくことも必要である。

このような視点に立ち、「共生社会」の実現に向け、多様な人々と協働する資質・能力を育んでいく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第12分科会 「自立と共生」

### 研究課題 「自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

LD・ADHD・ASD等も含めて障がいのある児童生徒に対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。小学校においては、通常の学級に在籍するLD・ADHD・ASD等の子どもに対する理解や指導及び支援に努めてきている。「校内委員会設置」「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、さらに、「個別の指導計画の作成」「個別の教育支援計画の作成」についても着実に取組が進んだことで、連続性のある一貫した教育支援体制の充実が図られてきている。さらに、平成28年4月からは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用を受け、学校現場では合理的配慮が求められるようになり、保護者を含め関係機関との一層の連携が必要不可欠となっている。

また、障がいのある児童生徒のニーズは、教育、医療、福祉等様々な観点から生じるものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似しているもの、または密接不可分なものも少なくない。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、医療、福祉等の面からの対応の重要性も踏まえて、関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、医療、福祉等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

さらには、少子高齢化や情報化、グローバル化が進む現代社会において、一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、様々な国籍や自然、文化、また男女共同参画への考え方、高齢者福祉などあらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な「共生社会」の創り手となることが求められている。そこで、互いを理解するためには、他者への共感や思いやりの心、相手の立場で物事を考える能力や態度を醸成することがとても重要である。

こうしたことから、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、学校教育だけでなく、よりよい社会を築いていく上で、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、性別や国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であり、国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、多様な生き方を自らの意思で選択することのできる社会である。その実現のため、学校教育は、自立と社会参加を見通した取組や多様な人々と共生し協働する資質・能力を育む取組によって、重要な役割を果たすことが求められる。その意味で、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

学校は、家庭や地域・関係機関等との連携を深め、ノーマライゼーションの理念と具現化の方策を普及、浸透するとともに、子どもの発達や障がい等についての理解を広げ、子どもや保護者に温かく寄り添い、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進していかねばならない。そのために校長は、共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の推進に向けて、強くリーダーシップを発揮することが求められている。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 持続可能な社会と幸福な人生を創る力を育てる特別支援教育の推進

- ・特別支援教育の校内支援体制の整備と関係機関等の連携の在り方
- ・特別支援教育の推進を目指す教職員の意識改革と専門性の向上

##### (2) 多様な人々と協働する資質・能力を育む教育の推進

- ・多様な人々と共生し協働する資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの確立
- ・「共生社会」の創り手となる子どもを育むための家庭や地域への理解啓発及び連携の在り方

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する資料

小学校学習指導要領 文部科学省

平成29年3月

#### 小学校学習指導要領 総則 第4 児童の発達の支援

##### 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

###### (1) 障害のある児童などへの指導

- ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。
- ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。
- エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

学校学習指導要領解説（総則編） 文部科学省

平成29年6月

#### 小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第4節 児童の発達の支援

##### 2 特別な配慮を必要とする児童への支援

###### (1) 障害のある児童などへの指導

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

さらに、障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

## I 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

### （これからの特別支援教育の方向性）

- 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、次のことを着実に進めていく。
  - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
  - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
- これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を進めるとともに、
  - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
  - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る。
- また、これらの方向性を実現するため、次のことを進める。
  - ・就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など障害のある子供の学びの場の整備
  - ・特別支援教育に携わる教師の専門性の向上・GIGAスクール構想による1人1台端末等の最新のICT技術の活用
  - ・関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備
- これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

## 4 新時代の特別支援教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 一方で、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正62等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど、特別支援教育を巡る状況が変化している。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業により特別支援学校を始めとする学校が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割等が再認識されるとともに、特別支援学校等だけでその全ての期待に応えることの難しさなど、今後の課題も明らかになりつつある。
- また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

#### IV 教師の専門性の向上のための具体的方向性

◎特別支援教育を担う教師の専門性を向上し、質の高い集団をつくり、それを支えていくために、養成・採用、教師の継続的な学びを支える研修・キャリアパス等について、関係者ごとに以下の方策を講じる。

##### 1 全ての教師（全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応）

- 小学校等において、通常の学級と、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校の間で連携した指導の充実を図り、教師が協働しながら専門性の層を着実に厚くしていく仕組みをつくり、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やしていくことが必要である。
- 新規採用から長時間経過していない期間において、多くの教師が障害のある児童生徒の学びの特性を理解し、特別の教育課程に基づく個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に携わりながら、学習指導案を作成し、年間を通じて実際に指導に当たる機会を設けることが不可欠と考える。

##### 〈具体的方向性〉

- ・任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。

#### 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知） 文部科学省 令和4年4月27日

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があるこ

とが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

## 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（報告）

検討会議 令和5年3月13日

### 2 特別支援教育に関する校内支援体制の充実

#### （校内委員会の機能強化）

各学校においては、校長のリーダーシップの下に、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について再点検する必要がある。その結果、例えば、校内委員会自体が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が機能していないのであれば必要な見直しを図り、全校的な支援体制を確立することが必要である。その際、校長は、校内委員会において中心的な役割を果たすとともに、外部の専門家や関係機関との連絡調整や保護者からの相談窓口など広範な任務を担う特別支援教育コーディネーターにふさわしい教師を適切に指名し、校務分掌の見直しを図るなど、その役割を校内において十分に果たせるよう体制を整える必要がある。

（中略）小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場は、子供の発達程度、適応の状況や取り巻く環境等を勘案しながら変更ができることを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

## 次期教育振興基本計画について（答申） 中央教育審議会 令和5年3月8日

### 目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

#### 【基本施策】

#### ○特別支援教育の推進

- ・障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
- ・その際、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進、通級による指導の充実及び外部人材の活用の推進等により、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知するとともに一層の推進を図る。
- ・さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。また、特に教師の専門性向上を図るため、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づいた教職課程の充実や、特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組などを進める。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒等について、保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進を含め、取組を推進する。また、病気療養児の教育支援や学びの場の実態を踏まえつつ、ICTを活用した遠隔教育推進にも取り組む。
- ・障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進する。

**V 教育課題****第13分科会 社会との連携・協働****研究課題 家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の  
接続・連携の推進と校長の在り方****【分科会の趣旨】**

急激な人口減少や少子化・高齢化、グローバル化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、地域においては、つながりや支え合いの希薄化による家庭や地域の教育力の低下などの課題が指摘されている。また、子どもの貧困や子育てに不安をもつ保護者の増加など、家庭環境も大きく変化したため規範意識や他者とのコミュニケーション力が十分に育たず、それが問題行動の要因の一つとなっている。一方、学校においては、いじめや不登校、特別な支援を要する子どもの増加など、子どもを取り巻く課題はますます複雑化・困難化している。

これらの課題には、学校現場のみならず社会総がかりで対応することが求められており、望ましい子どもの育成や生徒指導上の課題へ対応するために、学校と家庭や地域等とが一体となって取り組む組織的な体制をつくっていくことが必要不可欠である。

また、依然として「小1プロブレム」「中1ギャップ」と呼ばれる学校段階等間の接続上の課題も存在している。子どもたちがスムーズに学校に適應できるようにするために、また、長いスパン、同じベクトルで子どもたちの成長を積み上げていくために、学校段階等間の接続・連携をより一層推進する必要がある。

校長は、「社会に開かれた教育課程」の実現のため、家庭や地域の人々と共に子どもを育てていくという視点に立ち、「地域とともにある学校づくり」、学校段階等間のより円滑な接続・連携、そしてそれらに伴う教育環境の整備等を推進していく必要がある。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、子ども一人一人の将来を見据え、家庭や地域等との連携・協働や学校段階等間の円滑な接続・連携を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

**【研究の視点】****(1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、持続可能な社会の実現を目指して創意ある教育活動を展開する  
学校づくりの推進**

子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためには、地域社会と連携を深め、学校内外での子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが必要である。そのためには、学校が地域の特色を生かし、継続的、双方向的な連携・協働を推進して、それぞれの教育機能が確実に発揮できるよう中心的な役割を果たすことが求められている。

校長はこの認識の下、家庭や地域等の実態を重視し、教育目標やビジョンを保護者や地域と共有しながら、その実現に向けて連携・協働していく「地域とともにある学校づくり」を推進していく必要がある。

このような視点に立ち、地域の課題解決に向けた協働や地域の資源を活用した教育活動など、家庭や地域等との連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する上での校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進**

次世代を担う子どもたちが、本来もっている能力を十分に発揮し、自己実現を図っていくためには、将来を見据え、幼児期から小中学校9年間の成長・発達を見通した教育を推進していくことが必要である。幼児教育施設・小・中がそれぞれの相互理解を図り、接続期のカリキュラムの工夫・改善や教育活動の成果や課題の共通理解、子ども同士の交流など、成長を連続させるための具体的な取組を推進することで「小1プロブレム」「中1ギャップ」といった課題も解決されていくと考えられる。

校長は、常に中・長期的な展望に立ち、子どもたちが各学校段階において、自分自身の能力を十分に発揮できるように、円滑な接続・連携をより一層推進しなければならない。

このような視点に立ち、学校段階等の成長の連続性を重視し、円滑な接続・連携を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第13分科会 「社会との連携・協働」

### 研究課題 「家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の接続・連携の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

昨今、少子高齢化や地域のつながりの減少による地域の教育力の低下や、発達障がいや貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められている。一方で、グローバル化、人工知能の進化などにより、変化が激しく予測困難な未来が来ることが予想され、現在ある仕事の多くが10年後、20年後には消滅し、子どもたちの半数近くが現在存在していない職業に就くことになり、学校で教えていることが将来の社会で通用しないのではないかとといった指摘もされている。

学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示している。

この理念の実現に向けては、組織的・継続的に地域と学校が連携・協働していくことが大変重要といえる。具体的な取組としては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動の一体的推進が重要である。開かれた学校から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である。

また、平成28年12月に提示された小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引きでは、子どもたちは義務教育9年間の中で日々の学習を積み上げて成長していくが、例えば、「小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか。」「中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか。」といった問いに向き合い、目の前の子どもたちの課題に応じた対策を模索することの重要性について述べられている。さらに、様々な生徒指導上の課題が早期化し、中学校からではなく、小学校高学年からの対応が必要になっているという指摘もあり、生徒指導上の課題について小学校と中学校が連携し、義務教育の9年間で子どもたちの望ましい成長を促すことの必要性も述べられている。また、学習指導要領総則編では、幼保小接続に関しては、小学校入学当初、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的に弾力的指導を行うことと述べられている。

これらは、「社会に開かれた教育課程」の実現を中心に据えて、一体的な改革を進めるものであり、今後、その進展と軌を一にしながら教育課程の改善を進めていく必要がある。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、持続可能な社会の実現を目指して創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進

- ・「地域とともにある学校」を目指した教育活動の構築
- ・学校、家庭、地域をつなぐ持続可能な体制の創造

##### (2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進

- ・幼児期に育まれてきた力と小学校での学習の円滑な接続・連携の在り方
- ・義務教育9年間の学習の積み上げと望ましい成長を促す教育課程の改善

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する資料

令和6年度 文部科学白書

文部科学省

## 第2部 文教・科学技術施策の動向と展開

### 第1章 教育政策の総合的推進と生涯学習社会の実現

#### 第6節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

##### 3.社会全体で子供たちの成長を支える取組の推進

###### (1)地域と学校の連携・協働のための仕組み

子供たちを取り巻く様々な課題や地域の課題の解決のためには、学校と家庭、地域の連携・協働が重要です。このため、文部科学省では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と、社会教育法に基づく地域学校協働活動を一体的に推進しています。

コミュニティ・スクールは、「社会に開かれた教育課程」の実現はもとより、学校における働き方改革や不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、今後の学校運営に欠かすことのできない仕組みです。「第4期教育振興基本計画」では、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」こととしており、更なる導入の加速とともに、導入後の取組の質的向上を図っています。

###### (2) 地域と学校の連携・協働の現状

コミュニティ・スクールの導入校数・導入率は近年飛躍的に伸びており、令和6年5月1日現在、全国の公立学校のうち2万153校(58.7%)になりました。(図表2-1-11)。また、地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部は2万19,935校(63.9%)に整備され、学校と多様な地域関係者をつなぐ地域学校協働活動推進員等は、3万4,613人配置されています。文部科学省では、地域と学校の連携・協働を一層推進するため、次のような取組を実施しています。

- ①全国フォーラム(地域とともにある学校づくり推進フォーラム)や教育委員会担当者向け説明会・協議会等の開催
- ②豊富な知見を有するCSマイスターの教育委員会等への派遣
- ③地域学校協働活動推進員等の配置促進
- ④趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として位置づけ、出前授業等の教育プログラムを提供する取組の実施

北海道教育推進計画(素案2023年度～2027年度)

北海道教育委員会 令和5年

## 第2章 北海道の現状と課題

### 2 子どもたちや教育の現状

#### (13)学校と地域の連携

人口減少、少子高齢化などの社会の変化に伴い、地域と学校を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化といった様々な要因により、地域社会における支え合いやつながりが弱まっており、機能停滞などにつながっていると指摘されています。また、人口減少と少子高齢化に加え、若者の札幌市など都市部への人口集中や道外への人口流出などにより地方の過疎化が進行し、地域社会の教育力の低下に加え学校数の減少や高校の小規模校化などの

課題が生じています。さらに学校では、経済的困窮を背景に地域や社会から孤立した子どもや、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加等、子どもたちを取り巻く環境が刻一刻と変化しており、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。

これらの課題の解決策の一つとして、学校が地域と連携・協働した取組を進めるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の設置に取り組んでおり、両方を整備している学校の割合は全国と比べ高い状況にあります。また、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を一層推進することを通じて、全ての子どもたちが、身近な地域の人や魅力などを知り、地域の一員としての意識を育み、安心して楽しく学校に通える環境を整える必要があります。

また、地域と一体となって教育活動に取り組む体制の構築や地域における教育機能の維持、各地域における自然や歴史、産業をはじめとする教育資源の活用、アイヌの人たちの歴史や文化等に対する理解、北方領土、縄文遺跡群に関する正しい知識を身に付けることを通じて、ふるさと北海道への愛着や誇り、地域社会の一員として、まちづくりに参画しようとする意欲や資質・能力を身に付け、本道の未来を切り拓いていく人材の育成が重要です。

## 第4章 施策【施策の柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現】

### 19 地域と学校の連携・協働の推進

＜施策の方向性～10年後を見据えて～＞

- 行政と学校、地域住民、企業等が連携し、子どもたちが主体的に学び、その成果を発信する場を充実させることにより、地域の課題解決や地域創生の実現に向けた取組を推進します。
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの発掘・育成を推進することにより、地域創生に向けて地域と学校が育むべき子どもの資質や学校の取組・課題を共有する体制づくりを行うなど、「学校を核とした地域づくり」を通じ、未来を担う子どもたちの豊かな成長を支える地域社会の実現を目指します。

＜主な取組＞

- 学校や行政と連携した主体的に地域に関わる児童生徒の育成
  - ・ 学校と行政が連携した業種・地域・世代を超えたネットワークづくり等、児童生徒の育成を支える体制づくりの促進
  - ・ 地域や学校に向けた地域の課題解決や地域創生に係る学習成果の情報提供及び情報交換の場の提供
  - ・ 地域社会や学校外の関係機関等との連携による総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実
  - ・ 地域の人材など外部人材を活用した効果的な授業や教材の開発
  - ・ 地域課題探究型の学習活動\*の推進
- 学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進
  - ・ 地域学校協働活動推進員等\*の活動事例の収集・提供を強化し、市町村における配置を促進
  - ・ 学校や地域の実情に応じた教職員と地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の拡充
- 地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築
  - ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働本部\*の一体的推進の支援
  - ・ 学校運営協議会の会議運営や学校・地域の教育活動の推進への支援
  - ・ 学校支援の取組、放課後の子どもの居場所づくりなど地域学校協働活動の支援

### 第3章 基本的な導入手順とPDCAの推進

#### (1)現状把握と課題の特定（地域とともにある学校づくり）

- ・小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域住民の声を丁寧に聴き、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切であり、地域住民等とビジョン・目標を共有し、地域一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが重要です。このような観点から、例えば学校運営協議会や学校支援組織との定期会合等を通じて、地域住民とも教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、新たな学校づくりに生かしていくことが考えられます。
- ・小中一貫教育の導入を契機として、地域住民や保護者との議論を積み上げ、協力体制を築くことが、より良い学校づくりにつながります。

### 第4章 指導の一貫性の確保

#### 1. 基本的な考え方

- ・小中一貫教育の中核となるのは、義務教育9年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。
- ・第3章で述べたように、教職員の共通認識の下で、義務教育9年間を見通した学校教育の目標（中学校卒業時点での目指す子供像）をなるべく具体的に設定した上で、目標達成のための手段として、各教科等の系統性を重視した教育課程を編成し、各学年の年間指導計画として実施する必要があります。
- ・その際には、それぞれ学校段階を超えたつながり（接続の円滑化）だけでなく、小学校段階内や中学校段階内での異なる学年のつながりも含め、9年間の系統性・連続性を重視して、取組を改善することが重要です。発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程全体を編成していくことが求められます。
- ・また、各教科等の内容項目の指導以外にも、児童生徒の実態や課題を踏まえ、個々の学年・学級の指導計画レベルも含め、どのような取組を一貫させたり、発展的に継続させたりするかを検討することが求められます。小中一貫教育というと、相互乗り入れ指導や異学年交流、合同行事などがイメージされることが多いですが、それらは小中一貫教育の特長を生かした取組の一つに過ぎず、それらに取り組んだからといって、必ず成果を上げることができると考えるべきではありません。
- ・このようにして義務教育9年間の一貫性を強めた教育活動を検討することにより、「これまで小学校と中学校はそれぞれ組織的・継続的な取組を行うことができていたのか」といった基本的な事柄について改めて確認し、改善につなげることが可能となります。
- ・教育基本法では「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」とされており、小中一貫教育の取組は、こうした教育基本法の要請を小学校段階と中学校段階を一貫させて徹底するものであると位置づけることができます。
- ・なお、教育活動を効果的に展開していく上では、個々の教員の創意工夫を推奨することが重要であることは言うまでもありません。このため、一貫性・継続性を強める取組を行う際は、全てを統一しようとするのではなく、児童生徒の実態を勘案し、どのような取組を一貫させ、継続させることが望ましいかを吟味した上で、共通認識を持って取り組むことが大切です。また、個々の教員の創意工夫を教職員集団で積極的に共有し、効果的な取組が校内に広がるような手立てを講じることや、それらの手立てを一貫教育の教育課程や指導計画に位置づけていくことも重要です。

## 1 改定の経緯及び基本方針

### (1) 改定の経緯

中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

### (2) 改訂の基本方針

今回の改訂は中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

#### ① 今回の改訂の基本的な考え方

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓ひらくための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

## 4 学校段階等間の接続

### (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

### (2) 中学校及びその後の教育との接続、義務教育学校等の教育課程

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。